

上越市第3次総合教育プラン（案）

人・地域・未来

令和5年 月

上越市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって ······	1
1 計画の趣旨	
2 計画の位置付け	
第2章 これまでの総合教育プランの振り返り ······	2
1 これまでの総合教育プラン	
2 第2次総合教育プランの点検・評価	
第3章 上位計画との連携 ······	10
1 基本的な考え方	
2 上越市教育大綱「わくわくを未来へ」との連携	
3 上越市第7次総合計画との連携	
第4章 計画 ······	15
1 計画の体系	
2 各プランの取組	
第5章 計画の推進 ······	71
1 計画の点検・評価	
2 計画の見直し	
3 大学との連携	
参考資料 ······	○

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

近年、当市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、時代の転換期を迎えています。

人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の激甚化・頻発化、さらには、社会全体のデジタル化の進展や脱炭素社会への転換など、社会経済状況の変化は、私たちの想像を超える速さで進んでいます。

このように変化が目まぐるしく、将来予測が困難な時代であるからこそ、私たちには、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせて、より豊かなものにしていこうとする姿勢が求められます。

人生 100 年時代をより豊かに生きるため、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の涵養といった資質・能力を身に付けることに加え、一人一人が他者との良好な関係性を築き、生涯にわたって主体的・持続的に学んでいくことの必要性が一層高まっています。

これらの認識と第 2 次総合教育プランの点検・評価を踏まえ、令和 5 年度を初年度とする当市の教育の振興に係る施策の具体的取組を示す新たな総合教育プランを策定します。

2 計画の位置付け

(1) 策定根拠

教育基本法第 17 条に、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）を定めるよう努めなければならないとされています。当市の総合教育プランは、この教育基本法に基づく「教育振興基本計画」に位置付けます。

(2) 計画期間

- ・令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間

※第 7 次総合計画の期間と整合

計画期間を「前期（令和 5 年度から 8 年度まで）」と「後期（令和 9 年度から 12 年度まで）」に分け、前期期間終了時に、取組状況を整理し、必要に応じて見直しを行います。

第2章　これまでの総合教育プランの振り返り

1 これまでの総合教育プラン

(1) 策定状況

名 称	策定年月	計画期間
上越市総合教育プラン(第1次)	平成 19年8月	平成 19～平成 28 年度（10 年間）
上越市第 2 次総合教育プラン	平成 29年3月	平成 29～令和 4 年度（6 年間）

<第1次、第2次総合教育プランにおける基本目標>

- ふるさとを愛し、自己実現を目指す心豊かな人をつくる
- 学びあい、生かしあう中で成長し続ける地域をつくる
- 自立し共生する社会で、一人一人が輝ける未来をつくる

(2) 理念の継承

- ・これまでの総合教育プランの基本目標の趣旨は、第7次総合計画の基本理念、政策の方針、及び教育大綱「わくわくを未来へ」の理念に継承されています。第3次総合教育プランは、これらを踏まえ策定しており、表題に「人・地域・未来」を添えることにより、そのことを象徴的に表すこととした。

2 第2次総合教育プランの点検・評価

○…取組実績から見えた成果、▼…取組実績から見えた課題、(PO-O) …課題に対応するプランのページ番号

(1) 第2次総合教育プランにおける点検・評価について

- ・第2次総合教育プランは、後期実施計画に基づき、具体的な施策を進めてきています。第2次総合教育プラン及び後期実施計画に掲げた基本施策から、主な成果と課題を以下に整理します。

基本施策1 学力向上のための指導・支援

【施策1-1 学ぶ意欲を高め、主体的に学ぶ学習指導の推進】

- 教育プランの施策を具現化するために毎年学校に示す「上越市学校教育実践上の重点」を作成し、各校と重点的に取り組むべき事項を共有した上で、教員の授業改善や授業力の向上に向けた研修会や訪問指導を行い、各校児童生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ学習指導の推進を支援しています。

- 全国学力・学習状況調査における「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合」は、全国平均を上回る結果を得ています。
- 新しい時代の学びに対応する教育環境の整備を進めるため、複式学級が存在又は今後5年以内に発生が見込まれる学校の保護者、地域(主に地域協議会や町内会長協議会)と意見交換を繰り返しながら、現状における教育活動の充実を図るために支援を行うとともに、保護者を始め地域の意向を踏まえた学校統合に向けた合意形成や準備を行っています。
- ▼標準学力検査では、偏差値平均が小中学校ともに緩やかな下降傾向にあります。標準学力検査は、資質・能力を問う問題が増えていることから、児童生徒の主体性を引き出しながら、資質・能力の育成に結び付く授業改善を進めしていく必要があります。(\rightarrow P17-19)
- ▼小中学校の適正配置に向けた取組は、保護者を始めとする地域との合意形成には相応の時間を要することから、早期に地域へ情報提供するとともに、十分な協議を行うことが必要です。(\rightarrow P33-34)

【施策1-2 学習習慣の改善と定着のための取組の推進】

- 学校訪問により、家庭学習に結び付くような学習指導や課題の提示、家庭学習の習慣化を意識した指導案形式を示すなど、各校での取組を指導・支援しています。
- ▼各家庭の協力を得ながら、家庭における学習習慣の形成を行ってきましたが、家庭環境が複雑化する中、保護者の意見は多様で、児童生徒への取組を一律に行なうことが難しくなっています。(\rightarrow P22-23)

【施策1-3 小中一貫教育のための指導支援の充実】

- 学校運営協議会委員、地域青少年育成会議コーディネーター、教職員が共に学ぶ機会として、学校地域が一体となって児童生徒を育てるための研修会を実施しています。
- ほぼ全ての学校で、小中一貫教育の視点を各校のカリキュラムに位置付け、実施・評価・改善の取組を行っています。
- ▼児童生徒の学力向上等の教育課題解決のため、各中学校区において課題や目指す方向性を明らかにし、カリキュラム・マネジメントを行う必要があります。(\rightarrow P21-22)

基本施策2 特別支援教育の充実

【施策2-1 早期からの一貫した教育相談と支援の充実】

- 就学アドバイザー等による早期からの就学相談の実施や就学に向けた情報収

集と助言により、連携による早期からの一貫した相談や支援が適切に実施されています。

○関係機関との連携が必要な児童生徒について、全ての学校園で定期的に必要な情報交換が行われています。

▼転学や就学、進学の際には、個別の教育支援計画や「わたしのきろく」相談支援ファイルを活用し、引継ぎをしたり、関係機関との連携をしたりして、切れ目のない継続した支援体制の構築やネットワークづくりが必要です。

(→P27-31)

【施策 2-2 多様な学びの場の充実】

○計画的な特別支援学級巡回訪問で、個別指導計画に基づいた指導・支援について、学級担任等に指導・助言を行っています。

○LD（学習障害）通級指導教室での指導を通じて、児童生徒の学習意欲と学力の向上が図られており、LD通級による指導の効果を児童生徒、教職員、保護者が実感しています。

▼市内では、日本語支援が必要な児童生徒が増加しており、日本語の指導だけでなく、授業や学校生活の支援への必要性が高まっています。(→P29-30)

【施策 2-3 発達障害等のある児童・生徒への指導・支援の充実】

○教育補助員、介護員、学校看護師を活用することで、対象となるほぼ全ての学校で児童生徒の支援に効果を上げています。

▼個別の支援を必要とする児童生徒が増加しており、学校訪問による指導や支援、研修会の充実を通して、教職員の対応力の向上を目指す必要があります。

(→P24-30)

■ 基本施策 3 学校の教育課題解決の支援

【施策 3-1 豊かな心、倫理観、規範意識を育む教育の充実】

○市内の全ての学校で、授業改善支援訪問において道徳教育や同和問題学習、人権教育の授業を公開し、教職員同士で学び合うとともに、現地学習会等の人権教育、同和教育に関する研修内容を踏まえ、授業改善に取り組んでいます。

▼新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、人権教育、同和教育に関する研修会・研究会等が減少しており、教職員の研修機会が失われていることから、開催が見込まれる研修会・研修会等について、積極的な参加を促すため情報提供を行っていく必要があります。(→P66-68)

【施策 3-2 健康でたくましい身体を育む教育の推進】

- 市内の全ての学校が「体力テスト」など体力づくりの増進に励むとともに、給食において地域食材を使用しながら、郷土料理や伝統料理を提供しています。
- 小学校 5 年生や中学校 2 年生への血液検査、学校園への歯科衛生士の派遣など、生活習慣病の予防に関する保健衛生教育の取組を行っています。
- ▼血液検査の事前指導により検査を希望する児童生徒は増えており、治療・生活指導が必要な児童生徒の割合も増加傾向にあります。児童生徒が自ら改善を図れるような指導の充実を図るため、養護教諭や栄養教諭への事業説明の実施や、健康づくり推進課との連携を密にすることで、児童生徒の健康的な生活習慣を支援していく必要があります。 (→P61-63)

【施策 3-3 未来を築くキャリア教育の充実】

- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から職場体験活動研修が十分実施できない状況が続いているものの、ほぼ全ての学校でキャリア教育を教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて取り組んでいます。
- ▼小・中学校 9 年間の系統的なキャリア教育の取組を推進し、キャリアパスポートを活用しながら連携するなど、小中一貫の取組として行っていく必要があります。 (→P21-22)

【施策 3-4 教育の情報化と I C T 活用による教育の推進】

- 授業中に I C T を活用して指導するなど、文部科学省が定める教員の I C T 活用指導力を有する教員の割合は年々増加しています。
- 普通教室への大型提示装置を整備する第 2 次整備計画を推進や、市内 I C T 業者によるヘルプデスクの設置や学習情報指導員による定期的な学校訪問の実施など、G I G A スクール構想に関わる各校の取組支援を行っています。
- ▼ I C T 活用に対する教員の意識に差があり、個人や学校により活用頻度に差が生じていることから、学習情報指導員による運用支援体制を拡充するとともに、小・中学校 9 年間の系統的な活用を整理し、教員の I C T 機器の活用や児童生徒の情報活用能力の育成を推進する必要があります。 (→P17-20)

基本施策 4 学校・地域の連携の強化

【施策 4-1 地域とともにある学校づくりへの支援】

- 学校運営協議会や地域青少年育成会議では、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、ビデオ会議システムを活用した研修会や意見交換会を継続的に実施し、学校と地域との連携を図る場を設定しています。

○ふるさとを愛し、子ども自らの自信を育むために、ほぼ全ての学校で家庭・地域とともに教育課程を見直し、地域の教育資源をいかした教育活動を展開しています。

▼学校運営協議会や地域青少年育成会議、地域学校協働活動推進員への各種研修会等を実施し、地域資源をいかした学習活動や、学校・地域・家庭が連携・協働して児童生徒の健全育成の展開が図られる取組が必要です。（→P21-23）

【施策 4-2 家庭・地域の教育力の向上のための支援】

○公民館の一室を開放する子どもの居場所づくりや若者の居場所「Fit」の運営、放課後児童クラブなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、子どもや若者が安心・安全に過ごせる場を提供しています。

▼支援を必要とする若者が潜在していると思われますが、相談に結び付かなかったり、放課後児童クラブで特別な支援を要する児童が増えたりしています。（→P30-31、69-70）

【施策 4-3 地域と連携した安全・安心な環境整備】

○通学路の危険箇所について、関係団体や関係機関、学校等で合同点検を実施し、各部署で安全対策を検討した上で、市のホームページで公表しています。

○非行の未然防止・抑止力となる青少年健全育成委員による「愛の一声」運動では、多くの方から呼びかけを行っていただいている。

▼防災に関する意識の差が地域間や保護者間で見られます。また、子ども自身の防災意識を育てる学びが必要です。（→P64-65）

【基本施策 5 生きがいがもてる生涯学習環境の整備】

【施策 5-1 人づくり、地域づくり充実のための支援】

○参加者同士が学び合い、互いに高め合う機会と場を提供するために、市民のニーズを踏まえた多様な公民館事業を実施しています。

○地域の特色をいかした体験活動を行う「謙信KIDSプロジェクト」は、コロナ禍であっても感染予防対策を講じて実施を継続しています。

○上越市美術展覧会はコロナ禍のため数年ぶりの実施となりましたが、前回よりも入場者が増えており、関心のある市民のニーズに応えることができていると考えています。

▼公民館事業では、参加者が地域づくりに取り組む多様な主体と連携・協力する中で、相互に学びを高め合うことにより、主体的に取り組めるよう支援する必要があります。（→P35-37、40-41）

【施策 5-2 図書を身近に活用できる図書館、読書活動の推進】

- 読み聞かせボランティア団体と協力し、乳幼児から小学生を対象に絵本の読み聞かせを定期的に行うほか、読書推進のための催しを企画・実施しています。
- 市民ニーズを取り入れながら図書館として必要な資料を収集するなど、市民が利用したくなる図書館の環境づくりを行っています。
- ▼一方、生活環境の変化や様々なメディアの発達・普及などから「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されており、図書館を始めとした、様々な場で市民が本に親しむ更なるきっかけづくりを進めていく必要があります。(\rightarrow P41-42)
- ▼児童生徒が一人一台情報端末を活用するようになり、授業内容の調べ活動として図書室の利用機会が減少していることから、図書室利用促進のための取組が必要です。(\rightarrow P41-42)

【基本施策 6 豊かな地域文化の振興への支援】

【施策 6-1 県内最多を誇る文化財の保存と伝承】

- 重要なものの指定を積極的に行い、指定文化財の件数を増やすことによって、文化財の保存・継承につなげています。
- 指定文化財に対する適切な保存と継承を図るとともに、未指定文化財に対しては「地域の宝」認定制度により保存と継承に努めています。
- ▼今後も少子高齢化・人口減少等による担い手不足や、コロナ禍の影響による活動の場の縮小で、文化財や無形文化財の継承が危ぶまれており、文化財の滅失や散逸を防ぎ、地域で守り伝えていく方策が必要です。(\rightarrow P53-54)

【施策 6-2 文化財の活用の充実】

- 各施設の特徴をいかした展示を通し、わかりやすく地域の歴史等について情報発信を継続しています。
- 講座等のイベント（活用事業）の実施や学校への出前授業を行うことで、地域の歴史等について分かりやすく伝えることに努めています。
- ▼展示や講座を始め、学校への出前授業など様々な機会を捉え、情報発信するとともに、市民や児童生徒へ分かりやすく地域の歴史について、価値や魅力を伝えることが必要です。(\rightarrow P55-56)

【施策 6-3 魅力と個性あふれる博物館・美術館づくり】

- 市民が上越地域の歴史、民俗、水生生物、美術などに触れる機会を提供し、気軽に学べる場となるように、常設展示のほか、魅力ある企画展等を開催しています。

- 水族博物館では、リモートバックツアーや出張授業など、コロナ禍に対応した教育プログラムを実施し、学習機会の確保を図っています。
- ▼多様なニーズを把握するとともに、情報発信の方法については、効果的に行えるように、チラシ等の印刷物を始め、インターネットやSNS等の活用なども含め検討することが必要です。（→P53-54）

【基本施策7 地域が主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進】

【施策7-1 生涯スポーツ活動の充実】

- オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、各種スポーツや多様性、障害や共生社会への関心を高めることを目的として、ドイツ体操チームの受入れや聖火リレー、パラスポーツ体験授業を実施しました。
- 地域におけるスポーツ活動の推進や、多世代にわたる健康・体力づくりに取り組んでもらうため、各種スポーツ教室などへのスポーツ推進委員の派遣や「いきいきスポーツ教室」の開催、「運動あそびプログラム」の普及や展開に取り組んでいます。
- ▼スポーツや健康に対する意識の高揚と市民のスポーツ活動の推進を図り、地域におけるスポーツ活動を推進するため、新しい生活様式を踏まえたスポーツ教室やイベントの実施、大会の開催を支援するとともに、会員減少などにより体制を維持していくことが困難になりつつある各スポーツ団体が、組織的な連携により体制を構築することを支援していく必要があります。
(→P43-50)

【施策7-2 競技スポーツの発展】

- 各競技団体等と学校が連携し、年齢や学校の枠を超えた一貫指導体制で全国大会や世界大会で活躍できるトップアスリートの育成に取り組んでいます。また、競技力の向上を図るために小学校や中学校の課外活動において、県の補助事業を活用し専門的な技術指導ができる外部指導者を派遣しています。
- ▼各競技団体等と連携したジュニア選手の競技力向上に取り組むほか、指導者の指導技術の習得を図る取組を支援する必要があります。また、教員の働き方改革を踏まえた部活動改革について、国の動向や学校の実情を踏まえながら必要な仕組みを検討する必要があります。（→P48-50）

【施策7-3 スポーツ環境の整備】

- 体育施設の安全性や快適性を確保するため、目視点検のほか専門業者による定期点検を踏まえ、必要箇所の修繕やスポーツ用具類の更新、施設の長寿命化を目的とした大規模改修工事を行っています。

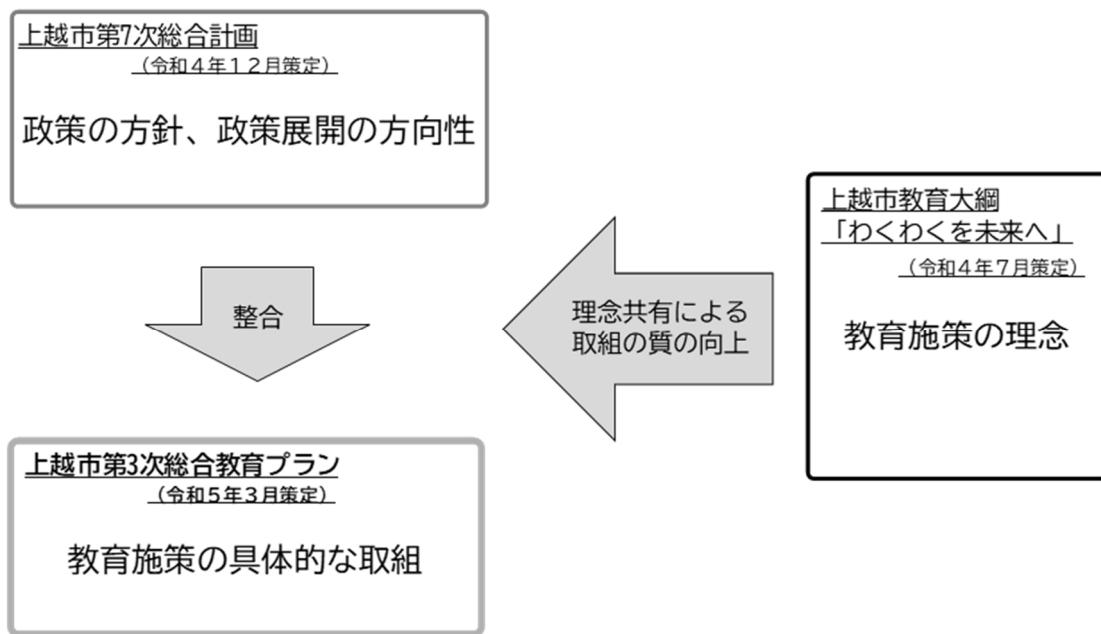
- 「上越市公の施設の適正配置計画」（前期：令和3～7年度）を踏まえ、体育施設の適正配置の推進を行っています。
- ▼ 「上越市公の施設の適正配置計画」に基づき、これから市民ニーズを的確に捉え、利用状況や老朽度などを踏まえながら計画的に統廃合を進める中で、体育施設の更新等を含めた整理と廃止後の施設や土地の利活用をあわせて検討していく必要があります。（→P51-52）

第3章 上位計画との連携

1 基本的な考え方

- ・市政運営の総合的な指針に位置付けられ、当市のまちづくりの最上位計画である上越市第7次総合計画及び市長部局と教育委員会が一体となって教育の一層の振興を図るため策定した上越市教育大綱「わくわくを未来へ」との連携を図っています。

<関係図>



2 上越市教育大綱「わくわくを未来へ」との連携

- ・教育大綱「わくわくを未来へ」は、市の教育施策の根本に置く「理念」を表現しています。
- ・学びに心が動くこと、わくわくすることを大事にしたい、学ぶことを通して多様な個性をお互いに認め合っていきたい…、こうした価値観を共有して、上越市らしい、子どもからお年寄りまで学び合う心豊かな地域社会をつくっていきたいという思いを込めています。
- ・第3次総合教育プランでは、この理念を踏まえ、生涯にわたる、市民一人一人の主体的に取り組む学びを引き出し、支える取組を進めていきます。

<上越市教育大綱「わくわくを未来へ」>

学ぶって、かっこいい。

学び続ける 自分のために 何かのために
認めあう 一人ひとりのチャレンジを
心動かしながら このまちの物語を つくり つないでいく

**上越市は、あなたのわくわくする学びを
支えていきたい。**

上越市教育大綱に添えて

この大綱では、上越市の教育の振興に関する施策の根本におくものを表します。
教育のまなざしの先には学ぶ人がいます。教育の振興は、いわば学びの振興です。
本文前段の「学ぶって、かっこいい。…」は誰かのつぶやき、後段は市からのメッセージです。学びを振興するうえで大切にしたいことをこの形に表現しました。
心が動く、熱を持つ。そうした学びを続ける一人ひとりが、多様な個性を尊重し共感しあうこと、そのエネルギーは増幅されます。生涯続く営みである学びには、心豊かな人生を支え、社会をよりよい方向へ変えていく力があると信じます。
越後の都として栄え、文教都市としての歴史を刻むこの地を舞台に、老いも若きも、日常のそこかしこにある気づきや発見を教えあったり、構えることなく新たなことにチャレンジしたりする学びの景色が、いっそう広がることを期待しています。

令和4年7月15日

上越市長 中川 幹太

3 上越市第7次総合計画との連携

- ・上越市総合計画は、上越市自治基本条例第16条に基づく市政運営の総合的な指針に位置付けられる当市のまちづくりの最上位計画です。
- ・第3次総合教育プランは、総合計画に掲げた政策と整合し、その実現に向けた教育分野の具体的取組を示します。

<教育に関わる分野の体系図>



※総合教育プランのプラン1からプラン6は第7次総合計画の施策と整合します。

- ・第7次総合計画では、政策推進の考え方として各施策とSDGsの17のゴールを関連付け、目指す将来都市像とSDGsの達成に向け、一体的に取組を進めていくこととしています。
- ・第3次総合教育プランにおいては、1から6のプランが寄与するSDGsのゴールを表示しています。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12年を期限とする国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを原則としています。

国においては、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、毎年、実施方針と優先的課題を発表し、地方自治体や民間企業などのあらゆる主体による積極的な取組を求めていきます。

当市においても、行政はもとより、市民や事業者など様々な主体が協働してSDGsの理念に掲げられた、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に資する取組を推進することは、地域が抱える課題の解決を始め、環境・経済・社会のバランスの取れた持続可能なまちづくりや地方創生の実現に大きく寄与するものと考えます。

SDGsと本計画は、それぞれ対象や規模は異なるものの、当市が目指すまちづくりの方向性や各々の目標年度が重なることから、本計画にSDGsの理念や視点を積極的に取り入れるとともに、各施策と17のゴールを関連付け、目指す将来都市像とSDGsの達成に向け、一体的に取組を進めていくこととします。

〈SDGsの5つの特徴〉

- 普遍性：先進国を含め、全ての国が行動
- 包摂性：人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
- 参画型：全てのステークホルダーが役割を
- 統合性：社会・経済・環境に統合的に取り組む
- 透明性：定期的にフォローアップ



※第7次総合計画から抜粋

持続可能な開発目標（S D G s）の詳細

目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び損失を阻止する
目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	出典：持続可能な開発目標（S D G s）と日本の取組 (外務省国際協力局)

第4章 計画

1 計画の体系

プラン1：主体的な学びを支える学校教育の充実

取組1-1 学力向上の推進

- (1) 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性」の育成を目指す授業づくり
- (2) I C Tを効果的に活用した授業づくり

取組1-2 特色ある学校教育の推進

- (1) コミュニティ・スクール制度と小中一貫教育の仕組みをいかしたカリキュラム・マネジメントの推進
- (2) 学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育の推進
- (3) 学校・地域が連携した青少年健全育成の推進

プラン2：教育環境の充実

取組2-1 全ての子どもの学びの保障

- (1) いじめや不登校に悩む児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実
- (2) 特別な支援を要する児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実
- (3) 学校生活で日本語指導・支援が必要な児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実
- (4) 義務教育終了後に困難を抱える若者への学校・家庭・地域・関係機関が連携した支援体制の充実

取組2-2 学校の適正配置・学びの環境の整備

- (1) 学校施設整備事業
- (2) 小中学校の適正配置に向けた重点取組

プラン3：多様な学びの推進

取組3-1 多様な学習機会の充実

- (1) 多様な学習ニーズに対応した学習情報や機会の提供
- (2) 子どもたちの郷土愛を育む多様な体験学習の場の提供
- (3) みんなで育む教育の推進
- (4) 水族博物館における学習機会の充実

取組3-2 多様な学習活動の推進

- (1) 公民館を通じた人づくり
- (2) 図書館活動の推進

プラン4：スポーツの振興

取組 4-1 スポーツ活動の充実

- (1) スポーツ活動の普及推進
- (2) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (3) スポーツ競技力の向上

取組 4-2 スポーツ環境の充実

- (1) 体育施設整備事業

プラン5：文化活動の振興

取組 5-1 歴史・文化的資源の保存と活用

- (1) 歴史・文化的資源の適切な保存と継承
- (2) 歴史・文化的資源の活用の充実

取組 5-2 文化・芸術活動の推進

- (1) 文化・芸術に親しむ環境づくり
- (2) 歴史博物館企画展開催事業
- (3) 小林古径記念美術館企画展開催事業

プラン6

：こころと体の健康の増進

取組 6-1 健康づくり活動の推進

- (1) 生活習慣病を予防するための健康的な生活の推進

：防犯・交通の安全対策の推進

取組 6-2 防犯・交通安全意識の向上

- (1) 防犯・交通安全対策の推進

：人権・多様性の尊重

取組 6-3 人権・非核平和の推進

- (1) 人権教育、同和教育の推進

：子育て環境の充実

取組 6-4 多様な保育サービスの提供

- (1) 放課後児童クラブの開設

2 各プランの取組

4 質の高い教育を
みんなに 17 パートナーシップで
目標を達成しよう

プラン1 主体的な学びを支える学校教育の充実



【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

将来の予測が困難な時代にあっても、学校と地域が連携・協働して子どもの成長を支え、自分の未来を描き、主体的に学び、行動する力が子どもたちに身に付いています。

<現状>

- ・学校教育においては、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる資質・能力を総合的にバランスよく育んでいくことが求められています。
- ・このような中、少子高齢化や核家族化の進行により、地域とのつながりが希薄化するなど、子どもを取り巻く環境が変化しており、学校と地域が連携・協働して子どもの成長を支えていく必要があります。
- ・また、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実し、自ら学びの履歴を振り返りながら主体的に学習する態度を育むために、ICTの整備と活用を推進していく必要があります。

<目標>

- ・実体験やICTを効果的に活用する授業で、子どもが主体的に学習する態度が身に付き、学力が向上しています。
- ・学校と地域が連携・協働し、コミュニティ・スクールや小中一貫教育の仕組みをいかして、子どもの自ら学ぶ力を引き出し、伸ばす授業となるようカリキュラム・マネジメントを推進しています。
- ・地域資源をいかした学習活動や、学校・家庭・地域が連携・協働した健全育成が推進され、子どもたちの地域への愛着や関心が高まっています。

取組1-1 学力向上の推進

子どもたちが主体的に学ぶ力や必要な資質・能力を向上するため、次のことに取り組みます。

- (1) 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性」の育成を目指す授業づくり
- (2) ICTを効果的に活用した授業づくり

(1) 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性」の育成を目指す授業づくり

ア. 現状

- ・学校教育においては、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる確かな学力を総合的にバランスよく育んでいくことが求められています。
- ・個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させ、学びの履歴を振り返りながら主体的に学習する態度を育むために、ＩＣＴを効果的に活用した授業づくりを推進していく必要があります。

【R4 年度N R T 偏差値の比較】 *偏差値 50 が全国平均

<小学校>

教 科	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
国 語	同程度	同程度	同程度	同程度	同程度
算 数	同程度	同程度	上回る	同程度	上回る

<中学校>

教 科	1年生	2年生	3年生
国語	同程度	同程度	同程度
数学	同程度	下回る	下回る
英語		下回る	下回る

大きく上回る：55 以上
上回る：51 以上 55 未満
同程度：49 以上 51 未満
下回る：45 以上 49 未満
大きく下回る：45 未満

イ. 目指す姿

- ・主体的・対話的で深い学びの視点から授業づくりをすることで、子どもたちに確かな学力が身に付いています。

ウ. 取組方針

- ・「子どもが主体的に学ぶ授業づくり」に教員が取り組むことを通して、子どもの知的好奇心や自ら学ぶ意欲などを高めるとともに、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性など」の資質・能力をバランスよく育みます。
- ・実体験やＩＣＴを活用した体験を通して、探究的な学習や教科横断的な学習により、子どもの言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育みます。

エ. 取組内容

①指導主事による各学校への訪問と研修の実施

- ・「子どもが主体的に学ぶ授業づくり」とともに学力向上を目指した授業改善を図るため、指導主事による要請訪問を実施したり、授業改善研修などを実施したりします。

【活動指標】

- ・各校からの要請による学校訪問の実施
- ・授業づくりや校内研修に関する相談対応
- ・教育センターによる授業づくりに関する研修の実施

②児童生徒への学力検査の実施

- ・児童生徒の学力を把握し、「子どもが主体的に学ぶ授業」に 改善していくために、標準学力検査（NRT）を実施します。

【活動指標】

- ・NRTの実施 小学校 2～6年生（国語・算数） 年間1回
- ・NRTの実施 中学校1年生（国語・数学） 年間1回
- ・NRTの実施 中学校2、3年生（国語・数学・英語） 年間1回

才．成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
様々な研修（外部研修、校内研修）に参加し、研修内容をいかして授業改善に取り組んでいる教職員の割合	— ※R4新規	80.0%	85.0%
授業がわくわくする（楽しい、分かる、おもしろい）と感じる児童生徒の割合	— ※R4新規	70.0%	75.0%
児童生徒の全国標準学力検査の偏差値【小学校2年生～中学校3年生】	全国平均と同程度又はやや下回る（R4）	全学年・全教科 偏差値50以上	全学年・全教科 偏差値50以上

（2）ICTを効果的に活用した授業づくり

ア．現状

- ・個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させ、学びの履歴を振り返りながら主体的に学習する態度を育むために、ICTを効果的に活用した授業づくりを推進していく必要があります。

イ．目指す姿

- ・子どもがICTを効果的に活用し、主体的に学習する態度が身に付いています。

ウ. 取組方針

- ・ICTを活用した学習や体験、更に自らの学習履歴を振り返る活動を通して主体的に学習する態度を養います。

エ. 取組内容

- ・「子どもが主体的に学ぶ授業づくり」を日常的に進めていくために、1人1台のタブレット端末を活用した授業づくりを支援する要請訪問や、ICT活用授業改善研修、情報教育研修などを実施します。

【活動指標】

- ・各校からの要請による学校訪問の実施 隨時
- ・ICT活用に関する相談対応 隨時
- ・ICT活用に関する研修の実施 隨時

オ. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
学校で、自分の考えをまとめ、発表する場面でICTを週1回以上使っている児童生徒の割合	小学校 41.9% 中学校 19.8%	前年度を上回る	前年度を上回る

取組1-2 特色ある学校教育の推進

学校や地域が連携・協働して子どもたちの成長を支え、地域の特色をいかした学校づくりを進めるため、次のことに取り組みます。

- (1) コミュニティ・スクール制度と小中一貫教育の仕組みをいかしたカリキュラム・マネジメントの推進
- (2) 学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育の推進
- (3) 学校・地域が連携した青少年健全育成の推進

(1) コミュニティ・スクール制度と小中一貫教育の仕組みをいかしたカリキュラム・マネジメントの推進

ア. 現状

- ・各学校運営協議会と地域青少年育成会議が連携・協働して、ふるさとへの愛着や関心を高めるため、地域で育てたい子ども像を共有しながら、特色ある学校づくりを進める必要があります。

イ. 目指す姿

- ・コミュニティ・スクールで学校と地域が連携・協働し、小中一貫教育の仕組みをいかして、子どもの自ら学ぶ力を引き出し、伸ばす教育活動となるようカリキュラム・マネジメントが行われています。
- ・地域資源を活用した学習活動や、学校・家庭・地域が連携・協働した健全育成が推進され、子どもたちのふるさとへの愛着や関心が高まっています。

ウ. 取組方針

- ・地域で育てたい子ども像を学校と地域が話し合って共有し、互いに連携しながら特色をいかした学校づくりを進めます。
- ・各学校において、小中一貫教育の仕組みや様々な地域資源を活用し、カリキュラム・マネジメントに取り組みます。
- ・地域資源を活用した学習活動や、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの健全育成を推進する取組を支援します。

エ. 取組内容

- ・特色ある学校づくりを推進するためのカリキュラム・マネジメントが行えるよう、訪問による支援や研修を実施します。

【活動指標】

- | | |
|--------------------|-----|
| ・スクール・マネジメント研修会 | 年2回 |
| ・小中一貫教育研修会 | 年1回 |
| ・スクール・マネジメント訪問 | 年3回 |
| ・夢・志チャレンジスクール事業の実施 | 通年 |

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
コミュニティ・スクールで小中一貫教育の仕組みをいかし、カリキュラム・マネジメントに取り組んだ学校の割合	— ※R4 新規	全ての小・中学校	全ての小・中学校

(2) 学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育の推進

ア. 現状

- ・少子高齢化や核家族化の進行により、地域とのつながりが希薄化するなど、子どもを取り巻く環境が変化しています。
- ・各学校運営協議会と地域青少年育成会議が連携して、ふるさとへの愛着や関心を高めるため、地域で育てたい子ども像を共有しながら、地域の特色をいかした教育活動を進める必要があります。

【地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の人数及び活動回数の推移】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
委嘱人数	163人	155人	160人	165人	163人
活動回数	1,662回	1,292回	1,272回	751回	916回

イ. 目指す姿

- ・学校や地域が連携・協働して子どもの成長を支え、自分の未来を描き、主体的に学び、行動する力が子どもたちに身に付いています。

ウ. 取組方針

- ・地域で育てたい子ども像を学校と地域が話し合って共有し、互いに連携しながら地域の特色をいかした教育活動を進めます。
- ・地域資源をいかした学習活動や、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの健全育成を推進する取組を支援し、子どもたちの地域への愛着や関心を高めます。

工. 取組内容

- ・「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図るために、地域と学校をつなぐ役割の地域学校協働活動推進員の活動を支援します。

【活動指標】

- ・新任コーディネーター研修会 年1回
- ・コーディネーター研修会 年1回

- ・活動事例発表会、意見交換会 年1回
- ・各地区事務局訪問 隨時

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
地域学校協働活動推進員の年間活動回数	916 回 (R3)	950 回	1,000 回

(3) 学校・地域が連携した青少年健全育成の推進

ア. 現状

- ・青少年健全育成上の課題であった街頭での非行や問題行動が近年減少してきています。この状況を継続していくため、学校と地域が連携した青少年の健全育成活動が必要です。

イ. 目指す姿

- ・地域の中で子どもたちが規範意識を高めながら健全に成長しています。

ウ. 取組方針

- ・学校と地域が連携し継続した街頭指導に取り組むことで、子どもたちの規範意識やマナーの向上を図り、非行や問題行動の防止につなげます。

工. 取組内容

①街頭指導活動の実施

- ・青少年の非行を防止し、地域での健全な活動を支援するため、町内会や関係団体から選出された青少年健全育成委員による街頭指導活動を実施します。

【活動指標】

- ・街頭指導活動の実施 通年

②特別街頭指導の実施

- ・学校、地域、関係機関等が連携し、青少年の通学時のマナーや安全について指導するために、合同による特別街頭指導を実施します。

【活動指標】

- ・特別街頭指導の実施 年2回

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
街頭指導において「注意」「指導」した青少年の人数	540 人 (R3)	500 人以下	450 人以下



プラン2 教育環境の充実

【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

子どもたち一人一人の多様な個性が尊重され、教育を取り巻く状況の変化に応じた、安心安全で望ましい学習環境が整っています。

<現状>

- ・小・中学校において、特別な支援を要する児童生徒が増加しているほか、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など、子どもや若者に関わる問題が顕在化し、増加傾向となっています。
- ・また、築40年以上経過する学校施設が約4割を占めるなど老朽化が進む中、児童生徒数の減少により、市内の学校では複式による学級編制が増加し、社会性の育成や多様な考え方に対する機会の確保等の観点で課題が生じているため、上越市小中学校適正配置基準及び上越市学校施設長寿命化計画に基づき、子どもたちの望ましい学習環境を確保していく必要があります。

<目標>

- ・特別な支援を要する児童生徒一人一人のニーズに応じた、きめ細やかな支援により、子どもの学びに向かう意欲が高まっています。
- ・子どもの人権が尊重され、学校や幼稚園等が子どもにとって安心して過ごせる居心地のよい場となっています。
- ・全ての子どもが安心安全で快適に学ぶことができる学校等の施設環境が整っています。

取組2-1 全ての子どもの学びの保障

全ての子どもの人権が尊重され、学校や幼稚園等が子どもにとって安心して過ごせる居心地のよい場となり、一人一人のニーズに応じた適切な支援が行われるよう、次のことに取り組みます。

- (1) いじめや不登校に悩む児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実
- (2) 特別な支援を要する児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実
- (3) 学校生活で日本語指導・支援が必要な児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実
- (4) 義務教育終了後に困難を抱える若者への学校・家庭・地域・関係機関が連携した支援体制の充実

(1) いじめや不登校に悩む児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実
ア. 現状

- ・上越市では、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など、子どもや若者に関わる課題が顕在化し、増加傾向となっています。これらの課題は複雑化し、学校だけでは解決困難な事例もあり、関係機関との連携の必要があります。

【上越市におけるいじめの認知件数の推移】

区分	H30	R1	R2	R3
小学校	271 件	276 件	299 件	269 件
中学校	94 件	103 件	69 件	103 件
合 計	365 件	379 件	368 件	372 件

【上越市における不登校の児童生徒数の推移】

区分	R2	R3
小学校	44 人 (4.9 人)	57 人 (6.5 人)
中学校	166 人 (37.2 人)	203 人 (45.1 人)

※不登校の児童生徒数の（ ）は1,000人当たりの児童生徒数

イ. 目指す姿

- ・児童生徒は一人一人のニーズに応じた多様な学びの場で生き生きと学習し、生活しています。学校と関係機関の連携が進み、学校だけでは解決困難な事例に適切に対応できています。

ウ. 取組方針

- ・子どもの人権が尊重され、学校や幼稚園等が子どもにとって安心して過ごせる場となることを目指し、いじめや不登校に悩む児童生徒へのニーズを踏まえた支援を充実させるとともに、学校や教職員の指導体制への支援を充実させます。

エ. 取組内容

①いじめや不登校に悩む児童生徒への支援

＜初期段階の実態把握＞

- ・電話相談「子どもほっとライン」を開設し、児童生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに対し、問題の解消や改善が図れるように援助・助言します。
- ・いじめや不登校に悩む児童生徒や保護者、教職員の悩みの早期解決のため、学校訪問カウンセラーによる教育相談を実施し、相談に乗り、助言します。

＜課題解決への支援＞

- ・不登校児童生徒を対象とした教育支援室を開設し、自己肯定感と自律心を育て、社会的な自立に向けて個別指導や体験活動を行います。
- ・生徒指導支援員を中学校に配置し、生徒に対しきめ細やかな対応を行うことで、他者との関わりの足掛かりとし、教職員の取組を支援します。

【活動指標】

- | | |
|--------------------|--------|
| ・「子どもほっとライン」による相談 | 随時対応 |
| ・学校訪問カウンセラーの学校訪問相談 | 定期及び随時 |
| ・教育支援室の開設 | 平日に開設 |
| ・生徒指導支援員の配置 | 授業日に勤務 |

②学校や教職員の指導体制への支援

- ・「上越安心サポートチーム（ＪＡＳＴ）」を設置し、学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決を図ることができるよう、学校の指導体制を支援します。
- ・カウンセリング研修会を開催し、教職員のニーズや教育課題に対応したカウンセリングや教育相談等の研修を行い、教職員の指導力の向上を図ります。

【活動指標】

- | | |
|---------------------|----------|
| ・「上越安心サポートチーム」による支援 | 随時対応 |
| ・カウンセリング研修会の開催 | 年間 6 回開催 |

才．成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	小学6年生：88.8% 中学3年生：80.9% (R3)	全国平均値以上 かつ現状値以上	全国平均値以上 かつ現状値以上
不登校児童生徒の割合(1,000 人当たりの不登校児童生徒数)	小学校：5.3 中学校：45.1 (R3)	全国平均値以下	全国平均値以下
学校の教職員が、不登校児童生徒への適切な支援ができている	学校の教職員と児童生徒の面会ができていない児童 2 名、生徒 19 名 (R3)	不登校児童生徒が適切な支援を受けている	不登校児童生徒が適切な支援を受けている

（2）特別な支援を要する児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実

ア. 現状

- ・上越市の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加傾向にあります。そのため、学校・園と関係機関が連携し、早期から本人・保護者への教育相談を行い、情報提供や教育的ニーズに応じた支援・指導を行う必要があります。同時に、基礎的環境整備や合理的配慮の提供を推進する必要があります。

【上越市における就学相談件数の推移】

区分	H30	R1	R2	R3
幼稚園・保育園	308 件	337 件	326 件	356 件
小学校	112 件	110 件	115 件	124 件
合 計	420 件	447 件	441 件	480 件

イ. 目指す姿

- ・特別な支援が必要な児童生徒へ一人一人のニーズに応じた支援・指導や基礎的環境整備や合理的配慮の提供が推進されることで、学校生活でやるべきことに取り組んだり、仲間と協力して生活したりしながら、自己実現を図っています。

ウ. 取組方針

- ・障害のある子どもを早期に発見し、一人一人のニーズに応じた適切な支援が行えるように、関係機関との連携の強化や早期からの一貫した相談や支援の充実、多様な学びの場の整備、教職員の指導力の向上など、学校の支援体制の充実を図ります。

エ. 取組内容

①特別な支援を必要とする児童生徒や保護者への、早期からの支援

- ・上越市就学支援委員会による幼児・児童生徒の就学相談を行います。
- ・就学アドバイザーによる園訪問を実施し、子どもの状態に応じて教育相談や助言を行います。

【活動指標】

- | | |
|----------------|------------|
| ・就学相談 | 6月～12月及び随時 |
| ・園訪問 年中児訪問（全園） | 10月～2月 |
| 年長児訪問（要請） | 4月～5月 |

②学校や教職員の指導体制への支援

- ・LD（学習障害）通級指導教室を設置し、特性に応じた個別指導を行います。（R3 8校8学級）
- ・指導主事が以下の訪問を行い、指導・助言します。
＊自立活動の充実のために、特別支援学級巡回訪問を実施します。

*校内支援体制強化のために、学校訪問を行います。

*発達障害等のある児童生徒に関する、巡回相談を行います。

- ・一人一人のニーズに応じた支援ができるように、教育補助員や介護員、学校看護師を配置します。
- ・現場のニーズに合わせた特別支援教育に関する学校教職員研修やLD指導員研修を実施します。

【活動指標】

- | | |
|-------------|----------|
| ・特別支援学級巡回訪問 | 各校年間1回開催 |
| ・学校訪問 | 各校年間1回開催 |
| ・巡回相談 | 随時 |
| ・学校教職員研修 | 随時 |
| ・LD指導員研修 | 年間4回開催 |

③学校と関係機関との連携強化に向けた支援

- ・学校に対し、児童生徒の特性に応じた「個別の教育支援計画」作成・運用に関する指導・助言を行います。

【活動指標】

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ・「個別の教育支援計画」作成・運用に関する指導・助言 | 学校の依頼に応じて随時 |
|----------------------------|-------------|

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
LD（学習障害）通級指導教室での指導により、児童生徒の学習意欲と学力の向上が図られている（利用校のみ）	R3 8校 8学級 設置校の評価では、児童生徒の学習意欲と学力の向上が図られていると回答している	児童生徒に適切な指導がなされ、学習意欲と学力の向上が図られている	児童生徒に適切な指導がなされ、学習意欲と学力の向上が図られている
自立活動の指導により、一人一人の子どもの学習上又は生活上の困難の改善が図られている（個別の指導計画を作成している学校のみ）	自立活動等の指導により、学習上又は生活上の困難の改善が図られている 小学校 43/45校 中学校 19/19校 ※R4新規	自立活動等の指導により、学習上又は生活上の困難の改善が図られている	自立活動等の指導により、学習上又は生活上の困難の改善が図られている

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
教育補助員、介護員、学校看護師を活用することで、児童生徒の支援に効果があった学校の割合（配置校のみ）	小学校 97.3% (37/38 校) 中学校 94.1% (16/17 校)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

（3）学校生活で日本語指導・支援が必要な児童生徒や保護者、教職員、学校への支援体制の充実

ア. 現状

- 上越市では、日本語の指導が必要な児童生徒が増加しています。そのため、学校生活で必要な日本語の指導を行ったり、授業時及び学校生活的支援を行ったりすることの必要性が高まっています。

【上越市における日本語指導・支援が必要な児童生徒数の推移】

区分	H30	R1	R2	R3
小学校	11人	18人	22人	29人
中学校	11人	10人	6人	7人
合 計	22人	28人	28人	36人

イ. 目指す姿

- 日本語の理解が難しい児童生徒が日本語の指導や授業時及び学校生活的支援を受けることにより、学校生活の中で他の児童生徒とよりよく関わりながら、児童生徒がもてる力を伸ばし、個性を発揮することができます。

ウ. 取組方針

- 日本語を理解することが難しい外国人や帰国児童生徒などで、学校生活で日本語指導が必要な児童生徒に対し、指導を行うとともに、授業時や学校生活的支援を行います。

エ. 取組内容

- 日本語支援が必要な児童生徒に対し、上越国際交流協会と協働し、日本語支援講師を派遣し、授業中等に日本語の指導・支援を個別に行います。
- 日本語の理解が難しい児童生徒が多数在籍する学校に日本語支援員を配置し、学校生活的支援や日本語の指導・支援を行います。

【活動指標】

- ・日本語指導・支援が必要であると申請した学校の児童生徒に対し支援を行った割合 小学校 100%、中学校 100%

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
児童生徒が必要な支援を受けることができている (配置校のみ)	— ※R4 新規	児童生徒が必要な支援を受けることができている	児童生徒が必要な支援を受けることができている

(4) 義務教育終了後の困難を抱える若者への学校・家庭・地域・関係機関が連携した支援体制の充実

ア. 現状

- ・義務教育段階での不登校等の困難を抱える児童生徒への支援に比して、義務教育終了後の支援が十分に整っていないため、その後の学びが途切れ、社会的な自立へとつながっていない現状があります。

【F i t の相談件数及び実利用人数の推移】

区分	H30	R1	R2	R3
相談件数	27 件	95 件	149 件	227 件
実利用人数	1 人	4 人	10 人	15 人

イ. 目指す姿

- ・義務教育終了後も切れ目のない支援が継続され、様々な困難を抱える若者が学び続け、社会的な自立へとつながります。

ウ. 取組方針

- ・不登校やひきこもり等様々な困難を抱える若者に対して、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、義務教育終了後においても学びなおしや自立に向けた切れ目のない支援を推進します。

エ. 取組内容

①若者の居場所「F i t」の運営

- ・義務教育終了後の支援の場として、相談電話「若者ほっとライン」、若者の居場所「F i t」等の事業を運営し、不登校やひきこもり等の困難を抱える若者を支援します。

【活動指標】

- ・「F i t」での支援・相談対応 隨時

②支援ネットワークの構築

- ・義務教育終了後の支援体制を充実させるため、「Fit」での支援実践等をとおして、学校、家庭、地域、関係機関との間のネットワークづくりを推進します。

【活動指標】

- ・関係機関への訪問、連携会議の開催 隨時

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
Fit で支援する人数	15 人 (R3)	18 人	20 人
連携支援活動の件数	8 件 (R3)	12 件	15 件

取組2-2 学校の適正配置・学びの環境の整備

全ての子どもが安心安全で快適に学ぶことができる学校等の施設環境の確保を目指すため、次のことに取り組みます。

- (1) 学校施設整備事業
- (2) 小中学校の適正配置に向けた重点取組

(1) 学校施設整備事業

ア. 現状

- ・当市では、築40年以上の学校施設が約4割（※）を占めています。
- ・学校施設の総合的な管理により、教育環境の維持・向上やコストの縮減・平準化を図り、安全・安全に配慮した維持管理を行いながら、長寿命化を推進するため、令和2年12月に上越市学校施設長寿命化計画を策定しました。

※「4割」は、市内の学校施設の総面積に対する割合

【小中学校校舎の築年数】

区分	小学校	中学校	計
築40年以上	28校（59.6%）	10校（45.5%）	38校（55.1%）
築40年未満	19校（40.4%）	12校（54.5%）	31校（44.9%）
計	47校（100.0%）	22校（100.0%）	69校（100.0%）

イ. 目指す姿

- ・既存建物を長寿命化する予防保全改修を進め、コスト縮減を図りながら学校施設の維持と機能向上を図る必要があります。

ウ. 取組方針

- ・全ての子どもが安心安全で快適に学ぶことができる学校等の施設環境の確保を目指します。

エ. 取組内容

①学校施設整備事業

- ・上越市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の安全性の確保と機能向上を図りながら、将来を見据えたトータルコストの縮減と平準化による計画的かつ効率的な改修を進めます。

【活動指標】

- ・長寿命化改修（機能向上） おおむね40年に1回改修を行う
- ・大規模改造（現状回復） おおむね20年に1回改修を行う

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
上越市学校施設長寿命化計画に基づく、計画的かつ効率的な改修	計画的かつ効率的な改修を実施しています。	計画的かつ効率的な改修を実施します。	計画的かつ効率的な改修を実施します。

(2) 小中学校の適正配置に向けた重点取組

ア. 現状

- ・児童生徒数の減少により、市内の学校では複式による学級編成が増加し、社会性の育成や多様な考え方に対する機会の確保等の観点で課題が生じているため、子どもたちの望ましい学習環境を確保していく必要があります。

【複式学級の発生状況】

区分	複式学級が生じている学校数	今後の発生見込み
小学校	47 校中 10 校	令和 10 年度までに更に 6 校で発生
中学校	22 校中複式学級はない	複数の中学校で今後 10 年内に発生の可能性

イ. 目指す姿

- ・一定程度の学習集団（複式学級が生じない規模）の中で、子どもたちが社会性を育み、多様な考え方に対する機会を確保できている状態を目指します。

ウ. 取組方針

- ・上越市小中学校適正配置基準（平成 22 年 3 月）を指針として、複式学級が存在し、また、おおむね 5 年以内に発生が見込まれる学校について、複式学級の課題の解決に向けた重点取組を進めます。

エ. 取組内容

①小中学校の適正配置に向けた重点取組（令和 2 年 1 月）

- ・上越市小中学校適正配置基準を指針として、複式学級が存在し、また、おおむね 5 年以内に発生が見込まれる学校について、保護者や地域の意向を踏まえ、隣接する学校との統合や合同授業の実施、ICT 機器の活用等に取り組みます。

【活動指標】

- ・保護者、地域等との意見交換会 必要に応じ随時実施
- ・対象校による ICT 活用や合同授業に係る意見交換会 年 2 回

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
複式学級の課題の解決に向けた取組を実施している学校数と複式学級の課題が解決した学校数（令和4 年度以降の取組の累計）	取組実施：4 校 複式学級の課題解決：0 校 (R4)	取組実施：13 校 複式学級の課題解決：7 校	取組実施：15 校 複式学級の課題解決：12 校



プラン3 多様な学びの推進

【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

子どもから大人まで誰もが生涯にわたり多様な学びの機会を通じて主体的にチャレンジし、地域への愛着をもって、地域づくりにも自分事として関わっています。

<現状>

- ・近年、趣味や生活様式の多様化により、生涯学習団体の減少傾向やメンバーの固定化が見られるほか、新たな自主活動グループ等の結成も活発とは言えない状況にあります。
- ・また、生活環境の変化や様々なメディアの発達・普及などから「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されており、図書館を始めとした様々な場で市民が本に親しむきっかけつくつしていく必要があります。
- ・社会経済環境の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、一人一人の心豊かな人生を支える主体的な学びに焦点を当てた新たな教育大綱「わくわくを未来へ」を令和4年7月に策定しました。

<目標>

- ・多くの市民が主体的に学び、多様なチャレンジが生まれ、地域への愛着と誇りが育まれています。
- ・市民ニーズを捉えた多様な学びの機会と場が、官民それぞれの取組や協力により提供される中で、生涯にわたり学び続ける市民が増えています。
- ・図書館を始め家庭、学校、地域など様々な場で市民が読書に親しんでいます。

取組3-1 多様な学習機会の充実

誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、次のことに取り組みます。

- (1) 多様な学習ニーズに対応した学習情報や機会の提供
- (2) 子どもたちの郷土愛を育む多様な体験学習の場の提供
- (3) みんなで育む教育の推進
- (4) 水族博物館における学習機会の充実

(1) 多様な学習ニーズに対応した学習情報や機会の提供

ア. 現状

- ・近年、趣味や生活様式の多様化により、生涯学習団体の減少傾向やメンバーの固定化がみられるほか、新たな自主活動グループ等の結成も活発とは言えない状況にあります。
- ・そのため、時代に即した市民ニーズに対応した学習情報を提供する必要があります。

【生涯学習団体及び学習指導者の推移】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
生涯学習団体数	148 団体	129 団体	130 団体	136 団体	112 団体
学習指導者数	280 人	287 人	281 人	273 人	276 人

【出前講座の派遣回数及び参加人数の推移】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
派遣回数	999 回	1,012 回	1,094 回	604 回	758 回
参加人数	41,133 人	40,529 人	50,760 人	18,175 人	22,997 人

イ. 目指す姿

- ・子どもから大人まで誰もが生涯にわたり多様な学びの機会があり、主体的にチャレンジしています。

ウ. 取組方針

- ・誰もが生涯にわたって主体的に学び、チャレンジすることができる、多様な学びの機会の充実を図ります。
- ・市民ニーズを捉えた多様な学びの機会と場が、官民それぞれの取組や協力により提供される中で、生涯にわたって学び続ける市民を増やしていきます。

工. 取組内容

- ・地域の人材を活用し、主体的に学ぶきっかけづくりとなる多様な学習情報を探します。
- ・市民のライフスタイルに応じて、誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、情報提供を行い、市民の自主的な学習活動を支援します。

【活動指標】

①出前講座の実施

- ・各学習テーマに関心のある方や、サークルの勉強会に市職員を講師として派遣します。

②生涯学習情報の提供

- ・様々な活動を行っている団体・サークル、学習指導者の情報を収集し、ホームページ等で紹介します。

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
出前講座の年間派遣回数	758 回 (R3)	780 回	800 回

(2) 子どもたちの郷土愛を育む多様な体験学習の場の提供

ア. 現状

- ・進学等に伴い市外・県外へ転出する若者が多い現状を踏まえ、子どものころから郷土への愛着と誇りを育んでいくことが必要です。
- ・急速に進化する情報社会や、活発な交流が期待される国際社会に対応するため、プログラミング的思考の習得や、多言語・多文化に対する理解の育成が必要です。

イ. 目指す姿

- ・多くの市民が主体的に学び、多様なチャレンジが生まれ、地域への愛着と誇りが育まれています。

ウ. 取組方針

- ・子どもから大人まで誰もが生涯にわたって主体的に学び、チャレンジすることができる、多様な学びの機会の充実を図ります。
- ・市民ニーズを捉えた多様な学びの機会と場が、官民それぞれの取組や協力により提供される中で、生涯にわたって学び続ける市民を増やしていきます。

エ. 取組内容

- ・ふるさと上越の豊富な地域資源や人材を活用し、子どもたちの郷土愛を育むとともに、グローバル社会に生きる力を育てる多様な体験学習の場を継続して提供します。

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
謙信KIDSプロジェクト参加者アンケートで「上越のことをもっと知りたくなった」と答えた参加者の割合	95%	95%	95%

(3) みんなで育む教育の推進

ア. 現状

- ・社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、一人一人の心豊かな人生を支える主体的な学びに焦点を当てた新たな教育大綱「わくわくを未来へ」を令和4年7月に策定しました。教育大綱の理念を官民が協力して広め、子どもから大人まで学び合う心豊かな地域社会をつくっていく必要があります。

イ. 目指す姿

- ・市民が教育と学びについて関心と理解を深め、一人一人が主体的な学びを意識し、知識や技術の取得のみならず、暮らしの中での様々な気づきや発見を含めた学びの楽しさや喜びを実感できる状態を目指します。

ウ. 取組方針

- ・市民や教育関係者が教育と学びについての関心と理解を深めるためのきっかけとなる機会や情報を提供します。

エ. 取組内容

①上越市教育コラボ学び愛フェスタの開催

- ・教育委員会、各校、上越教育大学及び関係団体が連携して学ぶ機会を提供します。

【活動指標】

- ・上越教育大学、関係団体等との連携による
教育コラボ学び愛フェスタの開催

年1回

オ. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
上越市教育コラボ学び愛フェスタの参加者数	875人 (R3)	960人	1,060人

(4) 水族博物館における学習機会の充実

ア. 現状

- ・水族博物館は、水生生物を通した学びの場として、子どもから大人まで幅広い年齢層の方々の利用があります。生活様式の変化や情報化社会の進行に伴い、学びに対するニーズが多様化、高度化する中で、水族博物館においても社会情勢や利用者のニーズを踏まえた対応が求められています。

イ. 目指す姿

- ・水生生物や自然環境に関する学習拠点として、より多く方々が水族博物館を利用する状態を目指します。

ウ. 取組方針

- ・水族博物館では、社会情勢や利用者のニーズを的確に捉え、水生生物を通した学びの場ならではの展示や教育プログラムを実施することにより、多様な学習機会を創出するとともに、質の高い情報を提供します。

エ. 取組内容

①常設展示の更新

- ・常設展示の更新によって、情報提供機会と提供する情報量の増加を図ります。

②特別展、企画展の開催

- ・特定のテーマに焦点をあてた展示を行い、水生生物や自然環境に関するより詳しい情報を提供します。

③教育プログラムの実施

- ・参加体験によって学習する多様な教育プログラムを実施します。

オ. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
入館者数	245,080 人 (R3)	340,000 人	330,000 人

取組3-2 多様な学習活動の推進

多様な学習活動を推進するため、次のこと取り組みます。

- (1) 公民館を通じた人づくり
- (2) 図書館活動の推進

(1) 公民館を通じた人づくり

ア. 現状

- ・少子高齢化の進行や高度情報化が進展する中、市民ニーズや地域課題に対応した学習機会を提供していく必要があります。
- ・学びを通じて自身を高められるよう、また、地域課題の解決に向けて主体的に取り組めるよう支援する必要があります。

【公民館事業実施数及び受講者数の推移】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
事業実施数	365	318	321	174	253
受講者数	49,206人	39,974人	42,716人	8,704人	15,673人

※R2、3は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として事業を中止した事から大きく減少している。

イ. 目指す姿

- ・市民が自ら学び合い、互いに高め合いながら学びの輪が広まり、学びが循環する地域となっています。

ウ. 取組方針

- ・市民ニーズを捉えた多様な学びの機会と場が、官民それぞれの取組や協力により提供される中で、生涯にわたって学び続ける市民が増えることを目指します。

エ. 取組内容

- ・地域の身近な拠りどころとなるよう学びのきっかけとなる学習機会を提供し、市民の生涯学習活動を支援します。
- ・地域の特色について学び、課題の解決に向けて主体的に取り組めるよう、地域で活動する団体等とも連携しながら、人づくりや地域づくり活動につながる公民館事業を実施します。
- ・施設の実態や利用状況を踏まえ、社会教育関連施設の維持管理や計画的な整備を進め、学ぶ環境の充実を図ります。

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
公民館が行う講座を受講したことにより、地域づくりに向けて行動する意欲が高まった受講者の割合（講座の受講者アンケート）	64.4% (R3)	67.0%	70.0%

（2）図書館活動の推進

ア. 現状

- ・子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」より）
- ・大人にとっても読書は日々の生活に彩りと潤いを与え、豊かにしてくれるものであり、また、特に幼い子どもの読書活動には保護者の協力が不可欠なことから、大人からも読書に関心を持つてもらうことが必要です。
- ・その一方で、世代を問わず「読書離れ」「活字離れ」が懸念されていることから、図書館を始めとした様々な場で市民が本に親しむきっかけをつくる必要があります。

イ. 目指す姿

- ・図書館を始め家庭、学校、地域など様々な場で市民が読書に親しんでいます。

ウ. 取組方針

- ・子どもから大人まで誰もが身近に読書に親しむことができる環境づくりを進めます。

エ. 取組内容

①読書活動推進事業の実施

- ・子ども向けや家族で楽しめるイベント、おはなし会等を行い、図書館へ出かけるきっかけをつくります。また、新生児に絵本を配付し自宅での読み聞かせを推奨するなど、幼い頃から本に触れ合う機会を今まで以上に提供していきます。

【活動指標】

- ・定例のおはなし会の開催回数 週3回以上（全館合計）

②学校及び公民館図書室との連携

- ・学校への団体貸出しや児童生徒に対する出張ブックトークの開催、図書等の活用に関する相談対応など、市立図書館と学校との連携を強化します。また、公民館図書室を通じた貸出しや市内大学図書館の本の取り寄せなどを通して、市民の読書活動を支援します。

【活動指標】

- ・学校からの相談 隨時対応
- ・公民館図書室への図書配達便の運行 週1回以上

③図書資料の充実

- ・市民ニーズや社会、地域の変化に応える図書資料を積極的に収集し、時節等テーマに応じた本の展示・貸出しを行うなど、新たな本との出会いの機会をつくります。

【活動指標】

- ・テーマ展示の開催 各館月1回以上

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
図書館における人口に対する貸出利用者の割合	106.2% (R3)	108.1%	108.4%
図書館における人口に対する15歳以下の利用登録の割合	31.4% (R3)	32.0%	32.4%



プラン4 スポーツの振興

【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

健康づくりや体力づくり、生きがいづくりや競技力向上などの多様なスポーツ活動を通じて、人と地域が結び付き、活力のある地域社会が実現しています。

<現状>

- ・スポーツは、心身の健康の保持・増進や青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成や産業への広がりなど、社会的な意義を有しており、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やホストタウンの取組と相まって、市民のスポーツへの関心は高まっています。
- ・しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、余暇活動の多様化などによりスポーツ離れが進んでおり、市内スポーツ団体の会員数の減少への対応や、各種競技において顕在化する指導者不足と部活動の地域移行を見据えた指導者の確保に取り組む必要があります。
- ・また、スポーツ施設の多くが、老朽化に伴う維持修繕や長寿命化を図る大規模な改修が必要な時期を迎える中で、新たな施設の建設を含む環境の充実が求められています。

<目標>

- ・多くの市民が、市内各所で、健康増進に向けた多様なスポーツに取り組んでいます。
- ・多くの指導者が育成され、ジュニア期からトップレベルまでの指導が充実し、競技力が向上しています。
- ・スポーツ施設が適正に配置され、安全で快適にスポーツができる環境が整っています。

取組4-1 スポーツ活動の充実

健康づくりや体力づくり、生きがいづくりや競技力向上などの多様なスポーツ活動を通じて、人と地域が結び付き、活力のある地域社会が実現するため、次のこと取り組みます。

- (1) スポーツ活動の普及推進
- (2) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (3) スポーツ競技力の向上

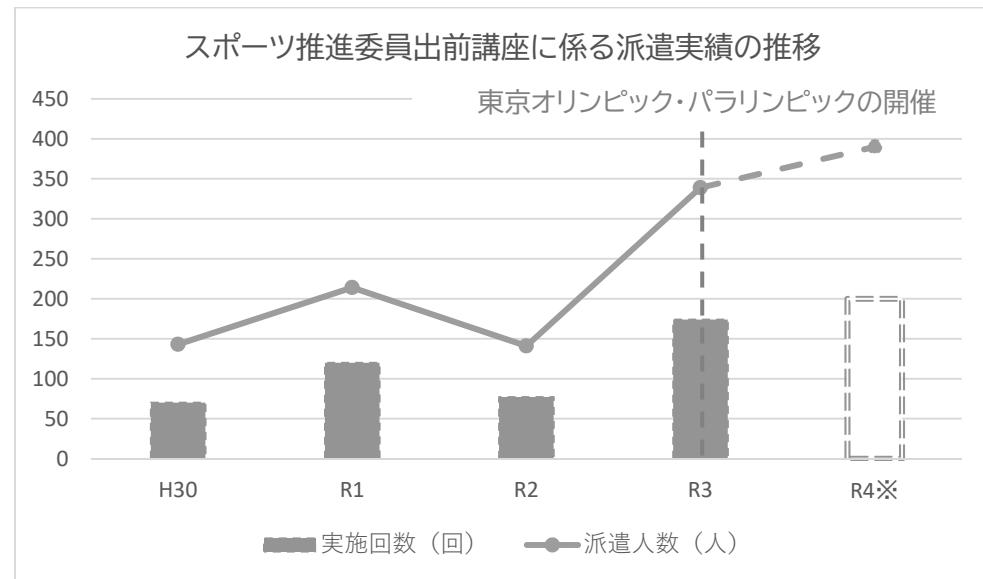
(1) スポーツ活動の普及推進

ア. 現状

- ・スポーツは、心身の健康の保持・増進や青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成、地域経済への波及効果など社会的な意義を有しており、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やホストタウンの取組と相ま

- って、市民のスポーツへの関心は高まっています。
- ・その一方で、部活動の地域移行に伴い、スポーツ離れの加速が懸念されています。

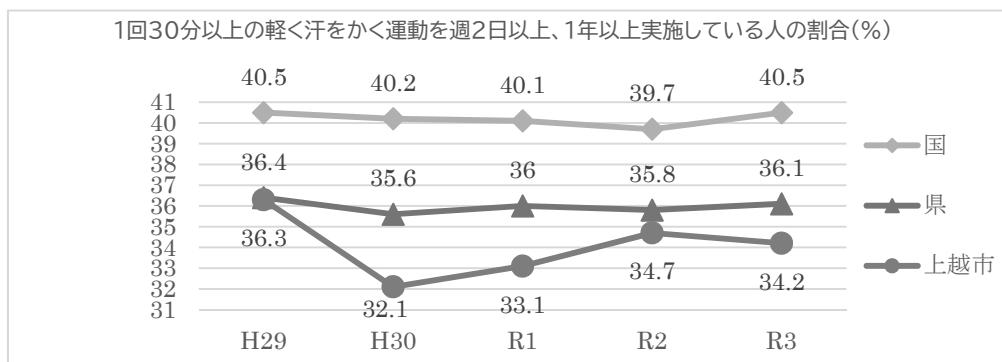
【市民のスポーツへの関心の高まりに関するデータ】



※R4 は見込み数値

- ・スポーツ推進委員の出前講座は、市民が行うニュースポーツや健康・体力づくり運動等の教室、スポーツイベントにスポーツ推進委員が指導者として出向く制度です。東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、その派遣件数が増えています。

【KDB を用いた運動習慣者に関するデータ】



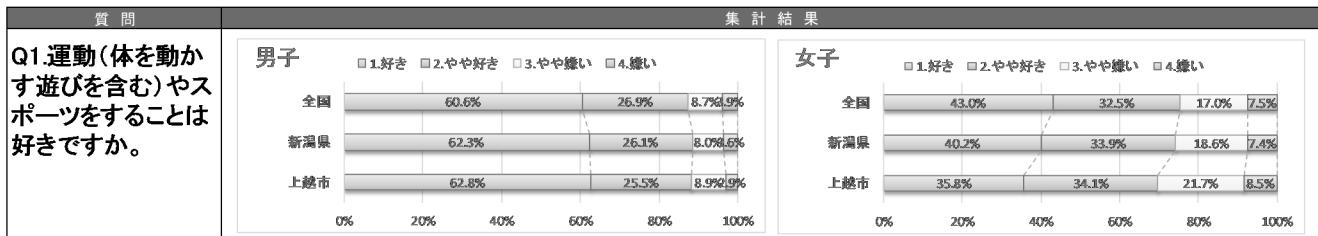
- ・KDB（国保データベースシステム）における当市の数値は、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて年平均 0.7% の伸び率となっています。

【市内における子どもたちの運動離れの現状

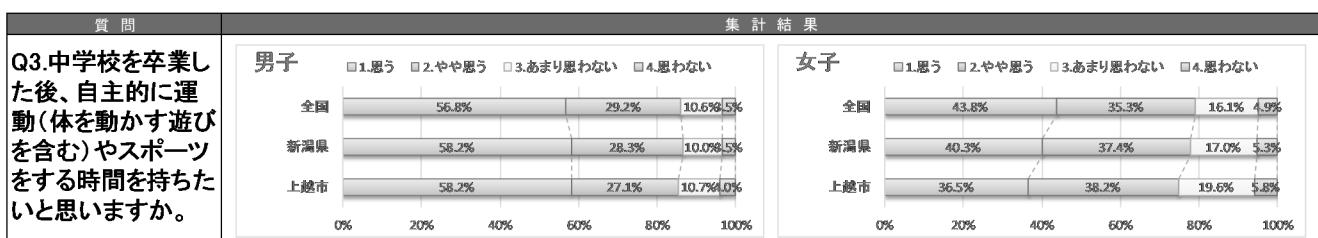
(令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果)】

- ・日本全国の小学 5 年生、中学 2 年生全員を対象に行われる「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、「運動やスポーツをすることが好きですか」という問い合わせに対して、中学生男子では、「嫌い、

やや嫌い」と答えた割合は、全国 12.5%、新潟県 11.6%、上越市 11.7%と全国・県ともに同水準だったものの、中学生女子では、全国 24.5%、新潟県 25.9%、上越市 30.1%と全国を 5.6 ポイント、県を 4.2 ポイント上回り、当市の中学生女子が運動やスポーツを嫌いとする割合が高いことを示しています。



- また、「中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思うか」という問い合わせに対して、「思わない、あまり思わない」と答えた割合は、全国 20.9%、新潟県 22.3%、上越市 25.3%と全国を 4.4 ポイント、県を 3 ポイント上回り、運動やスポーツへの関心が低いことを示しました。



イ. 目指す姿

- 多くの市民が、市内各所で、健康増進に向けた多様なスポーツに取り組んでいます。

ウ. 取組方針

- スポーツへの関心の高まりを、具体的な行動や実践へとつなげるため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会等の各種スポーツ団体への支援や、スポーツ推進委員の参画により、健康の保持・増進を目的としたスポーツ教室やイベントなどの幅広いスポーツ活動を実施します。

工. 取組内容

①スポーツ推進委員による出前講座

- ニュースポーツや健康・体力づくり運動等の教室、スポーツイベントに指導者としてスポーツ推進委員を派遣する他、レクリエーション協会、身体障害者連絡協議会と連携した、ニュースポーツの体験教室を開催します。

【活動指標】

- スポーツ推進委員の出前講座への派遣人数 年 290 人

②各種補助事業

- ・市民が参加しやすいスポーツ教室や大会等を行う各種スポーツ団体に対し、補助金を交付します。

【活動指標】

- ・補助金交付大会及びイベント数 年 20 回

③上越-健康運動プログラム (J-WELNESS)

- ・上越教育大学、健康づくり推進課、スポーツ推進課が連携し、スポーツと体の学術的知識の獲得、保健指導、その人に合った運動プログラムを提供する教室を市内各所で展開し、運動機会の拡大や習慣化を図ります。

【活動指標】

- ・上越-健康運動プログラム 年 5 講座

④スポーツクラブのない地域でのスポーツ教室の実施

- ・総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツクラブのない地域でスポーツ教室を実施し、日常でスポーツに親しむ環境を提供します。

【活動指標】

- ・スポーツクラブのない地域でのスポーツ教室 年 5 講座

⑤ホストタウン推進事業の実施

- ・ドイツとの交流やパラスポーツ体験を通じスポーツ振興 を図るとともに、国際交流への関心や共生社会への理解も深める取組を行います。

【活動指標】

- ・パラスポーツ団体や企業と連携した小中学校におけるパラスポーツ体験 年 5 校

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施している人の割合	34.2% (R3)	40.0%	45.0%

(2) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

ア. 現状

- ・人口減少や少子高齢化の進行、余暇活動の多様化などによりスポーツ離れが進んでおり、市内スポーツ団体の会員数の減少や、各種競技において指導者不足が顕在化しています。また、部活動の地域移行に伴う指導者の確保が懸念されています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ活動の休止を余儀な

くされたことで、スポーツから離れる人も増えています。

【市内スポーツ団体の会員数の減少の推移】

区分	H30	R1	R2	R3
市内スポーツ団体会員数	24,743人	25,228人	23,166人	20,492人
人口に対する割合	12.9%	13.3%	12.3%	11.0%

イ. 目指す姿

- ・総合型地域スポーツクラブは、会員数の減少により体制を維持していくことが困難になりつつありますが、部活動の地域移行後の受け皿となることが見込まれるほか、市民に多様なスポーツを提供していることから、個々の総合型地域スポーツクラブがまとまる等、自発的な組織の再編を支援することにより、地域におけるスポーツ活動が推進されることを目指します。

ウ. 取組方針

- ・総合型地域スポーツクラブの自発的な組織の再編と健全な運営を支援し、身近な地域で、市民が多様なスポーツに取り組む機会を提供します。

エ. 取組内容

①総合型地域スポーツクラブ運営費補助金

- ・総合型地域スポーツクラブが、部活動の地域移行のほか、生涯スポーツを通じたスポーツの習慣化・健康増進に係る事業を展開するための補助金を交付します。

②スポーツクラブのない地域でのスポーツ教室の実施

- ・総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツクラブのない地域でスポーツ教室を実施し、日常でスポーツに親しむ環境を提供します。

【活動指標】

- ・スポーツクラブのない地域でのスポーツ教室 年5講座

③総合型スポーツクラブへの研修会

- ・総合型地域スポーツクラブのスポーツ指導者の指導力の向上を図るとともに、クラブ間の情報共有や連携を促すため、研修会を開催します。

【活動指標】

- ・総合型地域スポーツクラブを対象とした研修会 年1回

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
市内の総合型地域 スポーツクラブ、 スポーツ協会会員 の人口に対する割 合	11.0% (R3)	13.0%	15.0%

(3) スポーツ競技力の向上

ア. 現状

- ・学校部活動では、各競技における指導者が不足しています。
- ・また、育成に関わる関係者が情報を共有するため、小中高校の一貫指導に取り組める環境づくりが求められています。
- ・さらに、部活動の地域移行に伴い、スポーツ離れの加速や競技力の低下が懸念されています。

【学校部活動に専門の指導者を派遣する事業へのニーズの高まり】

年 度	中学校	
	校数	派遣回数
令和元年度（実績）	21 校	1,177 回
令和 2 年度（実績）	17 校	1,042 回
令和 3 年度（実績）	17 校	946 回
令和 4 年度（見込）	18 校	1,320 回

- ・運動部活動に所属している生徒数 3,452 人／5,138 人（全生徒のうち 67.2%）※R3 年度

【北信越・全国クラスの大会出場者の推移】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小中高校生の北信 越・全国クラスの 大会の出場数 ※学校部活動以外 も含む	288 人	291 人	444 人	393 人	580 人	471 人	106 人	339 人

イ. 目指す姿

- ・多くの指導者が育成され、ジュニア期からトップレベルまでの指導が充実することで競技力の向上を目指します。

ウ. 取組方針

- ・指導者の育成や確保のため、協定を結ぶ体育大学や実業団チーム等と連携した最先端の指導法が学べる講習会を開催するとともに、部活指導者が地域で活動できる環境整備に向けた市内スポーツ団体の体制づくりを支援します。

工. 取組内容

①ジュニアトップアスリート育成事業補助金

- ・トップアスリート育成強化指定競技（体操、クライミング、バレーボール、硬式野球、スキー、陸上、空手）で行う小中高一貫指導補助金を交付します。

【活動指標】

- ・小中高一貫指導を行う団体に補助金交付 7団体

②スポーツ指導者養成事業補助金

- ・市内のスポーツ指導者を対象とした講習会に補助金を交付します。

【活動指標】

- ・市内のスポーツ指導者を対象とした講習会実施 7団体

③日本体育大学との連携事業

- ・協定を結んでいる日本体育大学から専門指導者を招へいし、選手や指導者に対する研修を行います。

【活動指標】

- ・日本体育大学から専門指導者を招聘し行う研修会 年1回

④スポーツ活動サポート事業（小中学校への専門技術指導者派遣事業）

- ・児童生徒の競技力向上のため、課外活動及び運動部活動へ専門的な知識と技術を持つ外部指導者を派遣し、小・中学校におけるスポーツ活動等を支援します。

【活動指標】

- ・課外活動及び運動部活動に外部指導者を派遣 年1,400回

⑤上越市スポーツフェア 2023（仮称）

- ・子どもたちにスポーツに興味・関心を持ってもらうため、イベント等を開催し、子どもたちと市内競技団体等がつながる機会を提供します。

【活動指標】

- ・上越市スポーツフェア 2023 の開催 年2回

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
小中高校生の北信 越・全国クラスの大 会の出場数（学校部 活動以外も含む）	339 人 (R3)	570 人	668 人

取組4-2 スポーツ環境の充実

スポーツ施設が適正に配置され、安全で快適にスポーツができる環境整備するため、次のことに取り組みます。

(1) 体育施設整備事業

(1) 体育施設整備事業

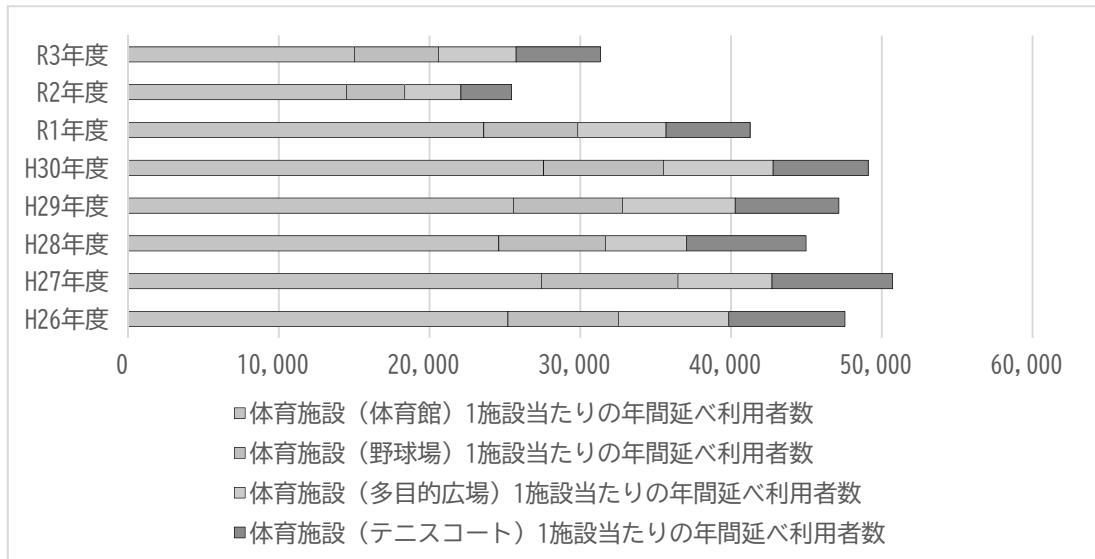
ア. 現状

- ・スポーツ施設の多くが、老朽化に伴う維持修繕や長寿命化を図る大規模改修が必要な時期を迎える中で、新たな施設の建設を含む環境の充実が必要です。

【経過年数別施設数】

区分	~10年	11~20年	21~30年	31~40年	41年以上	合計
体育館	0	1	4	12	4	21
野球場	0	0	2	5	3	10
多目的広場	2	1	1	5	5	14
テニスコート	0	1	0	4	4	9
計	2 (4%)	3 (5%)	7 (13%)	26 (48%)	16 (30%)	54

【年度別1施設当たりの利用者合計の推移】



イ. 目指す姿

- ・スポーツ施設が適正に配置され、安全で快適にスポーツができる環境整備を目指します。

ウ. 取組方針

- ・安全で快適なスポーツ環境を維持していくため、ユニバーサルデザイン

指針等に基づき、施設や設備、用具の機能維持に努めます。

- ・利用実態やニーズの変化などを踏まえ、施設の統廃合や機能の拡充、新たな施設・機能の整備などを計画的に進めるなど、スポーツ関連施設の適正配置に取り組みます。

工. 取組内容

- ・施設を整備する際には、事前にユニバーサルデザインに関する協議を行います。
- ・利用者や各スポーツ団体から挙げられた施設や設備、用具についての要望を精査し、計画的に修繕を実施します。
- ・建築物等定期点検や消防施設整備点検を実施し、施設の機能維持に努めます。
- ・上越市公の施設の適正配置計画に基づき、施設に関するニーズ、利用状況、老朽度などを踏まえながら、計画的に統廃合を進めます。

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
体育施設（体育館）の1施設当たりの年間延べ利用者数	〈H29～R3 平均〉 20,388 人/施設	25,068 人/施設	25,068 人/施設
体育施設（野球場）の1施設当たりの年間延べ利用者数	〈H29～R3 平均〉 6,166 人/施設	7,842 人/施設	7,842 人/施設
体育施設（多目的広場）の1施設当たりの年間延べ利用者数	〈H29～R3 平均〉 4,620 人/施設	6,040 人/施設	6,040 人/施設
体育施設（テニスコート）の1施設当たりの年間延べ利用者数	〈H29～R3 平均〉 7,216 人/施設	7,285 人/施設	7,285 人/施設



プラン5 文化活動の振興

【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

地域の歴史・文化的資源が適切に保存され、活用が図られるとともに、文化・芸術活動の担い手が育ち、次代につながる中で、市民の誇りとなる当市ならではの文化の力が育まれています。

<現状>

- ・県下最多を誇る当市の文化財は、古くから受け継がれてきた地域のアイデンティティであり、今後も、次の世代にしっかりと守り伝えていく必要があります。
- ・しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域の歴史・文化的資源を保存・継承する担い手が減少し、貴重な地域資源である文化財の滅失や散逸の恐れが生じています。
- ・また、趣味や価値観の多様化等の影響もあり、文化・芸術活動に携わる市民が減少傾向にあります。

<目標>

- ・地域で受け継がれてきた歴史・文化的資源が着実に保存・活用され、次世代への継承や地域づくりが進む中で、多くの市民が地域への誇りと愛着を持っています。
- ・市民や市民団体等による文化・芸術活動が活発に行われ、次代の担い手が活動に参加しています。

取組5-1 歴史・文化的資源の保存と活用

県下最多を誇る当市の文化財は、古くから受け継がれてきた地域のアイデンティティです。今後も、これら当市ならではの歴史・文化的資源を次の世代にしっかりと守り伝え、地域への誇りや愛着を育むため、次のことに取り組みます。

- (1) 歴史・文化的資源の適切な保存と継承
 - (2) 歴史・文化的資源の活用の充実

(1) 歴史・文化的資源の適切な保存と継承

ア. 現状

- ・少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域の歴史・文化的資源を保存・継承する担い手が減少し、貴重な地域資源である文化財の滅失や散逸の恐れが生じています。

イ. 目指す姿

- ・地域で受け継がれてきた歴史・文化的資源が着実に保存され、次世代に継承されています。

ウ. 取組方針

- ・文化財の現状把握に努めるとともに、市民団体等への助言、情報発信、ネットワークづくりなどの支援を行うことにより、歴史・文化的資源の保存を図ります。

エ. 取組内容

①文化財調査審議会の開催

- ・文化財調査審議会を開催し、文化財の保存・継承等に関する事項についての審議や建議を行うとともに、新たな市指定を計画的に行うことにより適切な保護を図ります。

【活動指標】

- ・市指定文化財の件数 前年度以上

②歴史・文化的資源の適切な保存と継承

- ・指定文化財の管理・保存を行う団体等への補助を行い、適切な保存や継承活動を支援します。
- ・指定文化財の修復や保存のために必要な措置に対し、補助金の交付や助言・指導等による支援を行います。
- ・上越市「地域の宝」認定制度の運用により、有形・無形、指定・未指定にかかわらず、文化財とそれを保存・活用するための活動を行う団体等に対し、情報発信、団体同志のネットワークづくり等の支援を行います。

【活動指標】

- ・指定文化財の保存や活用を行う団体への支援
(補助金の交付) 件数 指定文化財件数の 10%以上

③遺跡・遺跡推定地の発掘調査実施

- ・各種開発行為や、ほ場整備等の施工区域における埋蔵文化財の保護を図るため、遺跡と遺跡推定地の発掘調査を行います。

【活動指標】

- ・工事中の遺跡発見件数 0 件

オ. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
地域の歴史や伝統が継承されていると感じている市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	55.5% (R4)	57.7%	60.0%

(2) 歴史・文化的資源の活用の充実

ア. 現状

- ・少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域の歴史・文化的資源を保存・継承する担い手が減少し、貴重な地域資源である文化財の滅失や散逸の恐れが生じています。

イ. 目指す姿

- ・地域で受け継がれてきた歴史・文化的資源が着実に保存・活用され、次世代への継承や地域づくりが進む中で、多くの市民が地域への誇りと愛着を持っています。

ウ. 取組方針

- ・各施設における展示の充実や、様々な講座等の活用事業を充実させるほか、市民団体等の取組を支援することにより、歴史・文化的資源の活用を図り、地域への誇りや愛着を持つ心を育みます。

工. 取組内容

①各施設の特徴をいかした展示の実施

- ・上越市埋蔵文化財センターでは、主に先史時代から戦国時代までを対象とした通史的な展示と、春日山城跡に関する展示を行います。
- ・春日山城跡ものがたり館では、復元整備された土壘や堀等がある春日山城史跡広場を含めた春日山城跡に関する展示を行います。
- ・釜蓋遺跡ガイダンスでは、吹上遺跡・釜蓋遺跡の出土品を始め、弥生時代を中心とした展示を行います。
- ・片貝縄文資料館では、縄文時代の出土品等を中心とした展示を行います。
- ・牧歴史民俗資料館では、古墳時代の出土品等を中心とした展示を行います。

【活動指標】

- ・上越市埋蔵文化財センターの年間入館者数
直近2年の平均入館者数の90%以上

②講座・イベント等（活用事業）の実施

- ・座学、現地見学、各区の出土品の展示案内、体験を通じて市内の歴史の魅力を紹介する講座を実施します。
- ・吹上・釜蓋遺跡応援団と連携したイベント等を実施します。
- ・発掘調査の成果を見学会により、広く市民に公開します。

【活動指標】

- ・見学会・講座など活用事業への年間参加者数
直近2年の平均参加者数の90%以上

③学校授業での活用

- ・小学校の総合的な学習や歴史学習の場として、各施設や史跡等の活用を図ります。

【活動指標】

- ・学校の年間利用回数　直近2年の平均参加者数の90%以上

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
地域の歴史や伝統が継承されていると感じている市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	55.5% (R4)	57.7%	60.0%

取組5-2 文化・芸術活動の推進

市民の誇りとなる当市ならではの文化の力を育むため、次のことに取り組みます。

- (1) 文化・芸術に親しむ環境づくり
- (2) 歴史博物館企画展等開催事業
- (3) 小林古径記念美術館企画展等開催事業

(1) 文化・芸術に親しむ環境づくり

ア. 現状

- ・趣味や価値観の多様化等の影響もあり、文化・芸術活動に携わる市民が減少傾向にあります。
- ・多様なニーズを取り入れ、多くの市民が歴史や文化、芸術に触れる機会を提供するとともに文化・芸術活動が持続的に行われるよう支援する必要があります。

【上越市民芸能祭の参加団体及び来場者数の推移】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
参加団体数	104 団体	128 団体	123 团体	中止	62 団体
来場者数	5,240 人	5,400 人	5,000 人		1,328 人

※新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度は全部門中止、令和 3 年度は、一部部門を中止した。

【上越市美術展覧会の出品者数、出品点数及び来場者数の推移】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
出品者数	287 人	272 人	293 人	中止	275 人
出品点数	340 点	317 点	351 点		330 点
来場者数	4,975 人	4,373 人	3,675 人		4,047 人

※令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で中止した。

イ. 目指す姿

- ・文化・芸術活動の担い手が育ち、次代につながる中で、市民の誇りとなる当市ならではの文化の力が育まれています。

ウ. 取組方針

- ・市民や市民団体等による文化・芸術活動が活発に行われ、次代の担い手が活動に参加している状態を目指します。
- ・多くの市民が歴史・文化芸術に触れる機会を提供します。

工. 取組内容

- ・市民の文化・芸術活動の裾野を広げ、地域の文化の力の醸成を図るため、市民の文化・芸術活動の発表の場を提供するほか、市民が気軽に文化・芸術活動を行う環境づくりに取り組みます。

【活動指標】

- ①上越市民芸能祭の開催 各部門 年1回
 - ・市民芸能祭（6部門：民謡・民舞、古典芸能、合唱、洋舞、ハワイアン・フラ、よさこい）の開催を通じて多様な芸能に触れる機会を提供します。
- ②上越市美術展覧会の開催 年1回
 - ・美術・芸術文化の振興を図るため、市民に美術・芸術活動の成果を発表する場や鑑賞の機会として上越市美術展覧会を開催します。
 - ・開催部門：6部門（日本画、洋画・版画、彫刻・立体造形、工芸・グラフィックデザイン、書道、写真）

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
市展出品者のうち、新規出品者の割合	23.3% (H30-R3 平均)	25.0%	26.0%

（2）歴史博物館企画展等開催事業

ア. 現状

- ・少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域の歴史・文化的資源を保存・継承する担い手が減少し、貴重な地域資源である歴史資料の滅失や散逸の恐れが生じています。

イ. 目指す姿

- ・地域で受け継がれてきた歴史・文化的資源が着実に保存・活用され、次世代への継承や地域づくりが進む中で、多くの市民が地域への誇りと愛着を持っています。

ウ. 取組方針

- ・貴重な地域資源である歴史資料の滅失や散逸の恐れが生じているため、これらを収集・保存するとともに、地域の歴史を調査・研究し、広く市民へ周知し、多くの市民が歴史に触れる機会を提供します。

工. 取組内容

- ・地域の歴史・文化の調査研究を積み重ね、その成果を展覧会や論文・講演会などを通じて市民へ還元します。

- ・民俗資料やスキー資料などの資料整理を継続して進めます。

【活動指標】

- ・企画展開催数　　年 2 回

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
地域の歴史や伝統が 継承されていると感 じている市民の割合 (上越市市民の声ア ンケート)	55.5% (R4)	57.7%	60.0%

(3) 小林古径記念美術館企画展等開催事業

ア. 現状

- ・少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域の歴史・文化的資源を保存・継承する担い手が減少しています。
- ・趣味や価値観の多様化等の影響もあり、文化・芸術活動に携わる市民が減少傾向にあります。

イ. 目指す姿

- ・地域で受け継がれてきた歴史・文化的資源が着実に保存・活用され、次世代への継承や地域づくりが進む中で、多くの市民が地域への誇りと愛着を持っています。

ウ. 取組方針

- ・歴史・文化的価値のある資料を収集・保存するとともに、継続的な調査研究により地域の歴史や文化芸術を広く市民へ周知し、多くの市民が歴史・文化芸術に触れる機会を提供します。

工. 取組内容

- ・小林古径を中心とする当市ゆかりの作家を中心として調査研究や作品収集を行うとともに、市民が多様な芸術作品を鑑賞する機会を提供します。
- ・企画展と合わせて美術に関する講座を開催し、気軽に美術に触れる場を提供します。

【活動指標】

- ・企画展開催数　　年 4 回

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
企画展を観覧して満足したと感じている来館者の割合 (来館者アンケートによる)	77.4% (R3)	80%以上	80%以上



プラン6 こころと体の健康の増進

【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

「人生100年時代」において、子どもから高齢者まで全ての世代の誰もが生涯を通じて心と体の健康が保たれ、健康寿命が延伸し、自立した暮らしを送っています。

<現状>

- ・生活習慣や食生活の乱れから、小児期からの肥満が増加傾向にあるほか、成人男性のメタボリックシンドロームの該当者が増加しており、糖尿病や脂質異常症に高血圧を併せ持つ人の割合が増えています。
- ・また、脳血管疾患、心疾患、腎疾患等を発症した人のうち、約7割が健診未受診者であるほか、がん検診の受診率は県内の他市町村と比較しても低い状況であり、特に若い働き盛り世代においてその傾向が顕著となっています。
- ・このほか、当市における近年の自殺死亡者数は年間30～50人で推移しており、自殺予防に向けた地域の取組や自殺ハイリスク者への対応が求められています。
- ・令和7年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、医療ニーズの高い高齢者が増え、更なる医療費の増大が予想されているほか、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、療養者が多数発生するなど市民生活に様々な影響を及ぼしています。

<目標>

- ・生活習慣病の発症と重症化が予防されるとともに、歯・口腔の健康が維持されているほか、各種がんの早期発見と早期治療が図られています。
- ・自殺予防について市民が正しい知識を持ち、地域ぐるみの取組により、自殺者が減少しています。
- ・医療、福祉、介護サービス等の利用を経済的な負担や感染症への不安などを理由に控えることなく、安心して利用することができます。
- ・感染症による市民生活への影響を最小限に抑えるため、発生・拡大防止に向けた備えが整っています。
- ・これらの取組により、市民の健康寿命が延伸し、一人当たりの医療費の伸びが抑えられています。

取組6-1 健康づくり活動の推進

子どもたちが生涯を通じて健康的な生活を送ろうとする態度を育むため、次のこと取り組みます。

- | |
|----------------------------|
| (1) 生活習慣病を予防するための健康的な生活の推進 |
|----------------------------|

(1) 生活習慣病を予防するための健康的な生活の推進

ア. 現状

- ・生活習慣や食生活の乱れが一定数見られ、肥満傾向にある児童生徒が増加傾にある現状を踏まえ、生活習慣病の予防を視野に入れた健康教育や食育を行う必要があります。
- ・運動が嫌いな児童生徒が一定数見られる現状を踏まえ、体力づくりの基盤として、体を動かす楽しさを実感し、運動に親しむ経験を積む教育活動に取り組む必要があります。

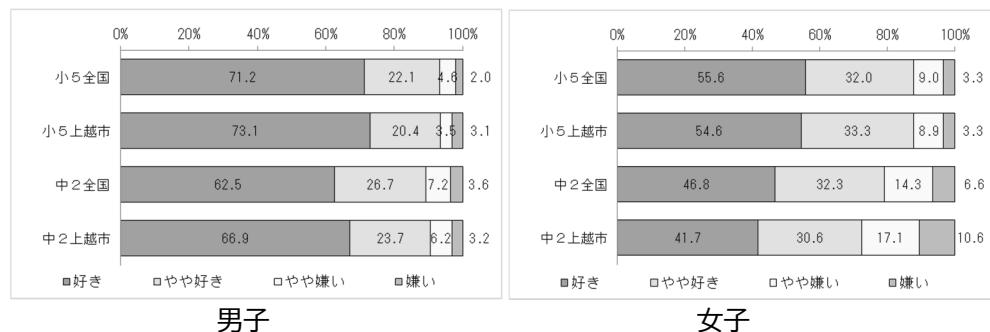
【肥満傾向にある児童生徒の割合 (%)】

	H30	R1	R2	R3	R4
小学5年生	10.09	8.35	12.18	11.23	13.47

【血液検査の結果、治療・生活指導が必要な児童生徒の割合 (%)】

	H30	R1	R2	R3
中学2年生	19.5	18.7	19.2	21.0

【運動・スポーツの好き嫌いの割合 (%)】



出典：スポーツ庁 令和元年度全国体力運動能力、運動習慣等調査集計結果
上越市教育委員会 令和3年度ライフスタイル調査結果報告書

イ. 目指す姿

- ・生涯を通じて健康で充実した生活を送ることを目指し、健康的な生活習慣・食生活・体力づくりを充実させ、生活習慣病の予防を視野に入れた健康づくりに取り組む態度が養われています。

ウ. 取組方針

- ・児童生徒が、健康的な生活習慣や食生活、体力づくりについて理解を深め、自分の生活を見直し改善を図りながら、生活習慣病の予防を視野に入れた健康づくりに励むよう支援します。その際には、家庭・地域・関係機関等との連携を大切にします。

工. 取組内容

①家庭や地域と連携した健康づくり

- ・児童生徒が自分のからだや生活について理解を深める機会や資料を、関係機関と連携しながら提供します。

【活動指標】

- ・血液検査事業の推進 5月～1月
- ・歯科保健事業の推進 6月～1月
- ・健康教育の相談、資料提供 隨時

②食育の推進

- ・児童生徒に地場産食材や郷土料理を取り入れた給食献立を提供して食べの関心を高め、地域や学校の伝統・文化等の特色をいかした食育を推進します。

【活動指標】

- ・地場産食材や郷土料理を取り入れた給食献立の提供 月1回
- ・食育に関する情報提供 隨時

③体力づくりの推進

- ・児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツラ イフを実現するため、運動に親しむ教育活動づくりを推進し、そのための資料を提供します。

【活動指標】

- ・運動に親しむ教育活動の相談 隨時
- ・資料の提供 隨時

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
肥満傾向にある児童生徒の割合（小学5年生）	13.4% (R4)	12.0%以下	12.0%以下
血液検査の脂質検査の結果の有症者率	中学生 21.0% (R3)	中学生 21.0%	中学生 21.0%
朝食を欠食する児童生徒の割合（小学校6年生）	3.1% (R3)	0%	0%
運動が好きな児童生徒の割合（中学2年生）	79.5%	81.5%	81.5%以上かつ R8 実績値以上



プラン6 防犯・交通安全対策の推進

【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

市民一人一人が被害に遭わないための知識を習得し、地域や事業者、関係団体等が一体となり、地域ぐるみで防犯・交通安全活動が展開され、全ての市民が安心して暮らしています。

<現状>

- ・近年、犯罪認知件数は減少傾向にある一方で、特殊詐欺被害は増加傾向が見られます。
- ・特に、インターネットを悪用した犯罪など手口が多様化・巧妙化していることから、被害に遭いやすい高齢者向けの防止策に取り組む必要があります。
- ・また、令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳から契約行為などが可能になり、若者の消費生活トラブルの増加が懸念されています。
- ・加えて、高齢運転者の増加が見込まれる中、自動運転を始めとする先進安全技術の実用化が進んできていることからその周知・普及を図るとともに、適切な指導を行うことで、交通事故による死傷者数の減少につながることが期待されています。

<目標>

- ・市民一人一人が犯罪に遭わないための知識を有するとともに、地域全体で防犯活動が実施され、犯罪被害が減少しています。
- ・青少年の非行や問題行動が少ない安心安全なまちが地域の力で守られています。
- ・交通安全教育と啓発が継続的に行われ、交通事故の死傷者数が減少しています。

取組6-2 防犯・交通安全意識の向上

子どもたちの安全・安心を確保するため、次のことに取り組みます。

(1) 防犯・交通安全対策の推進

(1) 防犯・交通安全対策の推進

ア. 現状

- ・登下校時の交通事故が毎年発生している現状を踏まえ、通学路の危険箇所を改善することや、児童生徒の交通安全に対する意識を高めることが必要です。

【上越市における小・中学校の登下校中の交通事故発生件数】

区分	R2	R3
小学校	3件	6件
中学校	8件	12件

イ. 目指す姿

- ・通学路の安全が確保され、児童生徒が交通ルールやマナーを理解し、安全に登下校することができます。

ウ. 取組方針

- ・児童生徒の安全・安心を守るために、学校と地域の連携を強化し、児童生徒の安全確保や危険防止に係る対策を推進します。また、児童生徒が安全に対して意識を高め、自らの身を守る主体的な行動力を育成できるような安全教育を実施します。

エ. 取組内容

①上越市通学路安全対策プログラム事業

- ・児童生徒の通学路の安全を確保するため、各学校から提出される通学路危険箇所改善要望に基づき、関係機関と通学路危険箇所対策会議を開き、合同点検を行い、連携して危険箇所の改善を行います。

【活動指標】

- ・通学路危険箇所対策会議 7月
- ・通学路合同点検 8月

②学校安全推進事業

- ・児童生徒の登下校の安全確保のため、学校・地域・保護者を対象とした研修の機会を設け、学校安全ボランティアを養成します。

【活動指標】

- ・教育センター研修 学校安全ボランティア養成研修会

年間1回

オ. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
登下校時の交通事故 発生件数	18 件 (R3)	R3 を下回る	R8 を下回る



プラン6 人権・多様性の尊重

【第7次総合計画 基本目標別施策から】

<ありたい姿>

出身、性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての人が認め合い、互いを尊重しながら、自分らしく生きることができる、誰一人取り残されない社会となっています。

<現状>

- ・近年、全国的に、インターネット上での誹謗中傷のほか、新型コロナウイルス感染症への感染や性同一性障害、性的指向などを理由とする偏見や差別といった新たな課題が表出しています。
- ・そのような中、市民意識調査の結果から、市民の人権意識は着実に高揚しているものの、同和問題（部落差別問題）においては、いわゆる「寝た子を起こすな」論や解決を他者に依存する風潮が今なお見受けられています。
- ・また、戦争体験者の減少に伴い、戦争について話を聞き、学ぶ機会が少なくなってきたおり、戦争の体験や歴史を風化させないために、戦争の体験談を始め、戦没者の遺品等の戦争関連資料をより多く収集し、保存・伝承していく必要があります。
- ・このほか、労働者を中心とした外国人世帯が増加しており、市内で暮らす外国人が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

<目標>

- ・市民一人一人の基本的人権が尊重され、人権侵害が解消されています。
- ・戦争体験等が伝承されるとともに、お互いを認め、尊重し合うことが平和の基礎であるという意識が浸透しています。
- ・様々な場面で外国人市民の受入れ環境が整うとともに、国際交流を担う次代の人材が育成されています。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいたハード面の整備が進むとともに、相手の立場に立った思いやりのある行動をとる心のユニバーサルデザインの考えが身についています。

取組6-3 人権・非核平和の推進

人権・多様性を尊重するため、次のことに取り組みます。

(1) 人権教育、同和教育の推進

(1) 人権教育、同和教育の推進

ア. 現状

- ・依然として解決されない様々な人権問題（課題）を踏まえ、人権教育、同和教育に関する実践を積み重ねることが必要です。

- ・同和問題を知っている市民は増加しているものの、同和問題の解決を他人に依存する風潮があり、市民一人一人が主体的に差別を解消していく意識を高めていく取組が必要です。
- ・情報化の進展に伴い、インターネット上にはプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現、ネットいじめなど、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権にかかる様々な問題が存在しています。

イ. 目指す姿

- ・教職員が同和問題に対する理解と認識を深めたり、指導力を高めたりしています。
- ・児童生徒一人一人が鋭い人権感覚を身に付けています。
- ・市民一人一人の基本的人権が尊重され、人権侵害が解消されています。

ウ. 取組方針

- ・同和教育研究指定地区推進事業及び人権教育、同和教育に関する研修の充実を図ります。
- ・同和問題を始めとする様々な人権課題に対する理解を深め、偏見や差別を許さない意識、態度を育成するため、人権教育、同和教育を推進します。
- ・市民一人一人の基本的人権が真に尊重される地域社会を実現するため、同和問題を始めとする人権課題の解消に向けた取組を進めます。
- ・メディアの多様化やインターネットの普及により増加している人権侵害や、性的少数者に対する偏見や差別の解消に向け、啓発活動を推進します。

エ. 取組内容

①同和教育研究指定事業の実施

- ・教職員が実践研究・研修を通じて、同和問題に対する理解と認識を深めたり、指導力を高めたりして、児童生徒一人一人に鋭い人権感覚をはぐくむ教育を推進するため、「同和教育研究指定地区制度」推進事業を実施します。

【活動指標】

- | | |
|--------------------------------------|------|
| ・指導主事による部落問題学習、
人権教育の授業改善のための学校訪問 | 全指定校 |
| ・実践発表会の開催 | 年1回 |
| ・学校同和教育研修資料の発行 | 年1回 |

②教職員等現地学習会の開催

- ・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権教育における指導者としての資質向上を図るため、教職員等を対象とした現地学習会を実施し

ます。

③市民啓発の取組

- ・3年間で市内全小学校区を巡回する計画で、学校、PTA、町内関係者、地域青少年育成会議等、地域の組織の協力を得て、人権を考える講話会を開催します。

才. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
差別に憤ったり、自分で自分事として考えたりする場面を大切にした指導過程を工夫するなど、部落問題学習、人権教育の授業改善に取り組んだ学校の数	満足できる状況であると回答 小 19/48 校 中 10/22 校 (R3)	前年度の校数を上回る	前年度の校数を上回る
現地学習会参加校数	市立全小・中学校	市立全小・中学校	市立全小・中学校
人権を考える講話会の開催（3年で一巡する計画）	市立全小学校区	継続	継続



プラン6 子育て環境の充実

【第7次総合計画 基本目標別施策から】※網掛け部分が教育に関する内容
<ありたい姿>

共働き世帯の増加や就労形態の多様化などに対応した子育て環境や保育サービスの充実が図られる中で、このまちで子どもを産み育てたいと思う人が増えています。

<現状>

- ・少子化の進行により、保育園等への入園児童数が減少し、一定規模の集団保育や異年齢児との交流が難しい園が存在しています。
- ・また、公立保育園の多くは施設の経年劣化や老朽化が進んでおり、より安全な保育環境の確保が求められています。
- ・さらに、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などから、保育園等を利用する3歳未満児や年度途中で入園を希望する児童、放課後児童クラブを利用する児童が増加しています。

<目標>

- ・保護者の就労形態の多様化などに対応した子育て環境や保育サービスが充実し、保護者が安心して児童を預けることができています。
- ・安全な保育環境が確保されるとともに、保育園の適正配置などの取組により、集団保育ができる体制が維持されています。
- ・放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導により、児童の健全育成と保護者の就労支援の両立が図られています。

取組6-4 多様な保育サービスの提供

児童の健全育成と保護者の就労支援の両立を図るため、次のことに取り組みます。

(1) 放課後児童クラブの開設

(1) 放課後児童クラブの開設

ア. 現状

- ・多様な家庭や就労形態がある中、利用者のニーズに即した放課後児童クラブの在り方を検討し、充実していく必要があります。
- ・特別な支援を必要とする児童が増加している現状を踏まえ、子育て支援に係る関係機関を含め、支援方法の在り方等を検討する必要があります。

イ. 目指す姿

- ・保護者の就労形態の多様化などに対応した放課後児童クラブの開設により、保護者が安心して児童を預けることができています。
- ・放課後等に保護者が不在となる小学生への育成指導により、児童の健全

育成と保護者の就労支援の両立が図られています。

ウ. 取組方針

- ・放課後等に就労等で保護者が不在となる家庭の児童に適切な遊びと生活の場を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労を支援します。

エ. 取組内容

①保護者のニーズに応じた放課後児童クラブの開設

- ・多様な家庭や就労形態がある中、保護者のニーズに即した放課後児童クラブの運営を行うためニーズ調査を実施し、運用方法などの検討・見直しを行います。

【活動指標】

- ・保護者アンケート調査の実施 年1回

②支援員等の増員や資質向上への取組

- ・様々な媒体を活用して支援員等の募集を実施し、増員に取り組みます。また、支援員等への研修会を実施し、資質向上を図ります。

【活動指標】

- ・全職員を対象とした各種研修会の実施 年間4回以上

オ. 成果指標

項目	現状	R8 中間目標	R12 目標
保護者の満足度	— ※R4 新規	80.0%	85.0%

第5章 計画の推進

1 計画の点検・評価

・本計画の着実な推進のため、毎年度の施策の実施状況、成果指標の達成状況を点検・評価し、次年度以降の施策の展開に反映します。

※本計画に施策の取組内容及び目標を記載することとし、これを実施計画と位置付けます。

<点検・評価の手順>

- (1) 每年度の取組において、市民の意見やニーズを把握するとともに、計画の進捗状況や成果等について進行管理を行います。
- (2) 每年度の取組終了後、本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況について、定量的・定性的の両方の観点で点検を行い、総合的に評価します。
- (3) 評価結果を踏まえ、当市が目指す教育の実現に向け、施策内容の見直し・改善を行い、次年度以降の取組に反映します。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 計画の見直し

- ・計画期間を「前期（令和5年度から8年度まで）」と「後期（令和9年度から12年度まで）」に分け、前期期間終了時に、取組状況を整理し、必要に応じて見直しを行います。



3 大学との連携

- ・施策の推進に当たり、上越市教育大学と新潟県立看護大学と連携して取組を行います。
- ・毎年度の施策の実施状況、成果指標の達成状況を点検・評価に関し、大学に助言を求めます。